

人文社会科学研究科便覧

令和 3 年度
(2 0 2 1)

履修の手引き

静岡大学大学院人文社会科学研究科

静岡大学の理念と目標

「自由啓発・未来創成」

この理念は、教育だけでなく、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働に不可欠であり、時代を越えて受け継がれるべきものです。静岡大学の学生・教職員は、このような認識の下で、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の柱として、「自由啓発」の理念を引き続き高く掲げ、共に手を携えて地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジするとともに、人類の平和と幸福を絶えず追求し、希望に満ちた未来を創り出す「未来創成」に全力を尽くします。

静岡大学は、以上のような意味での「自由啓発・未来創成」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献していきます。

詳しくは<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/manifesto.pdf>を参照ください。

人文社会科学研究科 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

2020年12月3日

各専攻に共通して求められる資質・能力

1. 専門基礎能力

人文社会科学に関する高度で専門的な研究又は実践活動を展開する上で必要となる幅広い教養と深い知識、学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている。

2. 研究等遂行能力

専門分野における学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識を持ち、人文社会科学の専門基礎の能力に基づき、その課題を解決する独創的な研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行することができる。

3. 汎用的能力

専門基礎能力、研究等遂行能力の基礎となる、論理的及び批判的な思考力、円滑で正

確な意思疎通を行うための対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力を持ち、それを必要な場面で十全に発揮することができる。

4. 社会への発信と貢献

人文社会科学の専門的諸能力を現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人として、社会における役割や責任への自覚を持ち、倫理的配慮、多様性や異なる見解の尊重、協働と共生の志向をもって、積極的に対話を行い、自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元することができる。

専攻ごとに求められる資質・能力

「臨床人間科学専攻」は、多様な文化・社会構造、倫理や法・制度を踏まえ、社会的問題解決に寄与する実証的研究又は高度で専門的な実践活動を遂行する能力を修得した者に修士（臨床人間科学）の学位を授与する。

「比較地域文化専攻」は、地域社会と国際社会の両方に通用する広い視野と自立した思考能力を有し、過去から現代への歴史を踏まえて未来への展望を切り拓く力と、学位にふさわしい分析力と応用力を修得した者に修士（文学）の学位を授与する。

「経済専攻」は、経済学・経営学に関する専門的知識に基づき、現実の経済情勢、企業経営に対して学際的・総合的な分析と政策・戦略提案を行うことができる能力を修得した者に修士（経済学）の学位を授与する。

人文社会科学研究科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

2020年12月3日

人文社会科学研究科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

1. 教育研究の分野

「臨床人間科学専攻」は、「臨床心理学コース」「臨床人間科学コース」という2つの研究指導分野を設け、実践的に活動しうる高度専門職業人を養成するという観点から、臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて幅広い教養を提供すると同時に、高度な調査・

研究の能力、援助実践の専門的な技能などを培っている。

「比較地域文化専攻」は、哲学・文化人類学・歴史学・文学・言語学といった伝統的な学問分野を組み換え、「歴史・文化論コース」「言語文化論コース」という2つの研究指導分野を設け、広範な文化現象を総合的に把握することを目指している。

「経済専攻」は、「国際経営コース」「地域公共政策コース」という2つの研究指導分野を設けている。「国際経営」は国際的視野に立った企業経営戦略の分析・立案・応用能力を育成することを、「地域公共政策」は地域の産業・行政・経済生活に対する総合的判断・政策立案能力の涵養を目指している。

2. 科目編成

上記の各専攻すべてにおいて、大学院生の問題意識をふまえ、研究課題の設定・資料収集・データ処理や実証・考察と結論といった学問的プロセスを着実に進めることができるように、指導教員と副指導教員をおき、次のような科目編成を設けている。

修士論文作成又は特定の課題遂行の指導を受ける「特別演習」を必修科目とし、それらにむけた研究法指導の導入科目として「研究法」を選択必修とすることによって、学位取得に向けた階梯的指導を展開し、併せて専門能力を高めるために専攻の講義又は演習・実習を選択必修科目とし、幅広い教養と学際的視点の涵養のために「総合講義」「海外実習」等を開講するとともに、広く研究科において開講される科目の中から自由科目として履修するように科目を編成し実施している。

静岡大学大学院人文社会科学研究科の理念

静岡大学大学院人文社会科学研究科は、専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目的としています。これからの社会では、国際化、情報化、高齢化などが進むとともに、文化現象及び社会現象におけるいっそうの多様化と個性化が進行することでしょう。そのような社会的変化に的確に対応できる人材を養成するために、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻及び経済専攻の3専攻を設置し、それぞれの特色を生かして、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養します。

【臨床人間科学専攻】

臨床人間科学専攻は、保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動など対人援助の実践や社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動しうる高

度専門職業人の育成を目指しています。

そのため、臨床人間学・臨床心理学・臨床社会学・臨床身体運動学など広義の臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて、幅広い教養を身につけると同時に、援助実践、社会活動、政策提言のための専門的な知識と技能及び調査・研究の能力を養います。

【比較地域文化専攻】

比較地域文化専攻は、地域文化を継承・創造する能力と国際的コミュニケーション力を涵養し、地域に密着しながらも幅広い視野をもつ高度専門職業人の養成を目指します。

そのため、哲学・文化人類学・歴史学・文学・言語学といった人文学領域のディシプリンに基づき、多地域にわたる共時的あるいは通時的な社会文化現象や言語文化現象の探究を通じて、現代的諸問題への応用性も備えた研究能力を養います。

【経済専攻】

企業経営のグローバル化・情報化に伴い、現代企業をとりまく国際経済環境を総合的に理解し、経営管理・企業情報などに関する諸問題を解決する能力が重要となっています。また、地域の行政需要の高度化や個性化の要請に対応して地域の公共政策の面で、地域経済に関する総合的判断能力や政策立案能力をもつ人材が求められています。

経済専攻は、上記の社会的要請にこたえるため、経済学・経営学分野における高度で専門的な分析能力・応用能力をもつとともに、これらの個別領域を越えた学際的・総合的な実践的学識・素養をもつ人材の養成を教育方針としています。

目 次

I	履修の手引き	1
1	履修基準について	
2	履修方法・手続について	
3	指導教員の決定について	
4	静岡県立大学大学院の授業の履修について	
5	その他	
II	学生生活の手引き	4
1	社会人特例学生の駐車許可について	
2	夜間・土曜日等の人文社会科学部棟及び共通教育L棟への入棟について	
3	共同研究室・複写機等の利用について	
4	授業料免除制度及び奨学金制度等	
III	規 則 集	7
1	静岡大学大学院規則	9
2	静岡大学学位規程	22
3	静岡大学大学院人文社会科学研究科規則	27
4	静岡大学大学院人文社会科学研究科教授会規則	39
5	人文社会科学研究科履修要綱	41
6	人文社会科学研究科学位論文審査及び最終試験に関する要綱	43
7	静岡大学人文社会科学研究科（修士課程）修士論文審査基準	48
	各専攻の修士論文審査採点表	50
	各専攻の修士論文審査基準とDP（ディプロマ・ポリシー）の対応表	51
8	静岡大学人文社会科学研究科（修士課程）特定の課題についての研究の成果審査基準	54
	各専攻の特定の課題についての研究の成果審査採点表	56
	各専攻の特定の課題についての研究の成果審査基準とDPC（ディプロマ・ポリシー）の対応表	57
9	人文社会科学研究科修士論文作成要領	60
10	人文社会科学研究科特定の課題についての研究の成果報告書作成要領	61
11	人文社会科学研究科教員免許状取得に関する単位履修要領	62
12	「海外実習Ⅰ」「海外実習Ⅱ」の実施方法、単位認定等に関する要項	63
13	大学院インターンシップ単位認定に関する申合せについて	65
14	「臨床心理士」資格の取得について（臨床心理学コース）	66
15	「公認心理師」資格の取得について	67
16	「専門社会調査士」資格の取得について	68
17	大学院生の人文社会科学部棟及び共通教育L棟の閉棟時間帯における入棟に関する事項	69
18	長期にわたる教育課程の履修に関する規程	70
19	静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第7条、第8条及び第9条の運用に関する申し合わせ	72
20	静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申し合わせ	75

21	静岡大学人文社会科学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ	77
	各専攻の早期履修対象科目一覧	78
22	静岡大学大学院第一種奨学金返還免除に関する規程	82
23	大学院第一種奨学金返還免除候補者選考に係る評価項目等に関する要項	84
IV	人文社会科学研究科教員名簿	86
V	建物配置図：人文社会科学部・共通教育棟平面図	91

I 履修の手引き

大学院人文社会科学研究科の教育方法・履修基準等については、「人文社会科学研究科規則」、「人文社会科学研究科履修要綱」及び「人文社会科学研究科学位論文等審査及び最終試験に関する要綱」などに定められているとおりです。それらの規則を必ず通読するようにしてください。特に留意してほしい事項は下記のとおりです。

1 履修基準について

- (1) 本研究科の修士課程を修了するためには、修了に必要な授業科目30単位以上を修得し、研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければなりません。

修了に必要な授業科目30単位以上の内訳は、人文社会科学研究科規則別表Ⅱの定めるとおりです。修士論文作成又は特定の課題遂行の指導を受ける「特別演習」は必修科目で、それらに向けた研究法指導の導入科目として「研究法」を選択必修科目に設定してあります。

臨床人間科学専攻

区 分	履 修 方 法	単 位 数
必 修 科 目	本専攻の総合講義	4
	指導教員による特別演習	4
	小 計	8
選 択 必 修 科 目	研究法	4
	本専攻の講義又は演習・実習（研究法を除く。）	6
	小 計	10
自 由 科 目	本研究科において開講する科目	12
	小 計	12
	合 計	30

比較地域文化専攻

区 分	履 修 方 法	単 位 数
必 修 科 目	指導教員による特別演習	4
	小 計	4
選 択 必 修 科 目	本専攻の総合講義 （留学生は「日本文化事情」を含めて受講すること）	4
	指導教員による演習	2
	所属するコースの研究法	2
	本専攻の講義又は演習（総合講義・研究法を除く。）	8
	小 計	16
自 由 科 目	本研究科において開講する科目	10
	小 計	10
	合 計	30

経済専攻

区 分	履 修 方 法	単 位 数
必 修 科 目	指導教員による特別演習	4
	小 計	4
選 択 必 修 科 目	所属するコースの研究法	4
	本専攻の講義又は演習（研究法を除く。）	10
	小 計	14
自 由 科 目	本研究科において開講する科目	12
	小 計	12
	合 計	30

備考 本表の必修科目、選択必修科目及び自由科目から合計30単位以上を履修し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出すること。

(2) 既修得単位の認定

本学の他の研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む）において修得した授業科目単位は、15単位まで修了の要件となる単位として認めることができます。本研究科の入学前に、本研究科、他の研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ）において修得した単位は、本研究科において修得した単位を除いた、他の研究科及び他の大学院において修得した単位について、前述の本研究科の入学後に修得した単位と合わせて15単位まで修了の要件となる単位として認めることができます。なお、本研究科の入学前に本研究科において修得した単位と、他の研究科及び他の大学院において修得した単位及び本研究科の入学後に修得した単位と合わせて合計20単位がその限度です。詳しくは、「静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第7条、第8条、第9条、第11条及び第12条第2項の運用に関する申し合わせ」に定めるとおりです。

単位認定を希望する者はすみやかに学務係に申請手続きをしてください。

(3) 修士論文の審査及び最終試験等

修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者には、専攻を基準として、修士（臨床人間科学、文学又は経済学）の学位が授与されます。

- ① 修士論文は、原則として、2年次に提出することになります。その提出・審査等については、「人文社会科学研究科学位論文等審査及び最終試験に関する要綱」及び「人文社会科学研究科修士論文作成要領」及び「人文社会科学研究科特定の課題についての研究成果報告書作成要領」に定めるとおりです。
- ② 修士論文を提出しようとする者は、所定の期日までに論文題目を学務係に届け出てください。詳細は掲示でお知らせします。
- ③ 本年度の修士論文提出期限は、2022年1月20日(木)正午（9月修了の場合は、2021年7月29日(木)正午）です。期限は厳守してください。遅れた場合は受理されません。
- ④ 最終試験（論文を中心とした口頭試問）は、1月下旬から2月上旬（9月修了の場合は、8月上旬）に行います。

2 履修方法・手続について

- (1) 本年度開講科目及び担当教員については、学務情報システムに掲載する大学院時間割のとおりです。集中講義について、具体的な日程は、確定次第、掲示します。

授業内容については、学務情報システムに掲載されたシラバスを参照してください。

大学院生は、自分の研究テーマとの関連を考慮し、2年間の履修計画を考えうえて、単年度の履修計画を立てるようにしてください。履修科目の選択にあたっては、必要に応じて指導教員等と相談してください。

(2) 夜間及び土曜日開講の授業について

社会人学生は、夜間及び土曜日に開講する授業（研究指導を含む）を履修して修了することができます。（臨床心理学コースを除く）また、それ以外の学生であっても、夜間及び土曜日開講の授業を履修することができます。

- (3) 第1回目の授業は時間割どおりに実施されます。第1回目の授業において受講希望者の出席がなかった場合、その後、当該授業は開講されないこととなりますので、当該授業の受講希望者は、各学期の授業開始日後2週間以内に、当該授業担当教員に、直接、開講及び受講の申請をしてください。

3 指導教員の決定について

- (1) 指導教員は、大学院生の研究主題を考慮して、研究科教授会が決定することになっています。1年

生の指導教員名は、4月下旬にお伝えします。

指導教員の変更は原則として認めないことになっていますので、2年生の指導教員は前年度と同様です。

- (2) 身上届は、4月の所定の期日までに、学務係に提出してください。なお、後日、現住所を変更したときはすみやかに学務係に届け出てください。
- (3) 指導教員の他に、副指導教員を初年度後学期開始までに決定します。

4 静岡県立大学大学院の授業の履修について

本研究科院生は、静岡県立大学大学院で開講される一定の授業科目を履修し、単位を修得することができます。修得した単位は、課程修了の単位として認定することができます。

履修・単位の認定等については一定の条件があります。掲示及び学務係からのメール案内に注意してください。

5 その他

- (1) 大学院学務担当教員及び学務の学生事務窓口について
 - ・本年度の大学院学務委員は下記の教員が担当します。履修方法や制度上のことでわからないことがあれば、各専攻の大学院学務委員に相談してください。
大 学 院 学 務 委 員 長 遠山 弘徳
臨床人間科学専攻の大学院学務委員 田辺 肇
比較地域文化専攻の大学院学務委員 松本 和明・南 富鎮
経 済 専 攻 の 大 学 院 学 務 委 員 遠山 弘徳
 - ・教務事項及び奨学金・駐車許可等の学生生活事項に関する事務窓口は、人文社会科学部学務係（共通教育L棟0階です。）
 - ・人文社会科学部学務係の事務窓口時間は、平日の8時30分～12時30分・13時30分～21時（授業期間）です。（土日祝日は事務窓口は開かれません。）
- (2) 大学院生用掲示板及び大学院用メール・ボックスについて
 - ・教務・学生生活等にかかわる連絡事項は、大学院生用掲示板（共通教育L棟0階廊下）に掲示しますので、適宜見るようにしてください。
休講については、原則として学務情報システムにより周知しています。
 - ・経済専攻の大学院生用メール・ボックスは、共通教育L棟0階大学院生研究室内にあります。適宜見るようにしてください。
 - ・外国人留学生は、上記に加えて、人文社会科学部学務係前の留学生用掲示板及びレター・ボックスも適宜、見るようにしてください。
- (3) 成績評価にかかる疑義申立てについて
通知された成績に疑義がある場合、授業担当教員へのメールによる問い合わせ期間を設定しています。前期は8月～9月、後期は2月～3月頃です。詳細は、掲示や学務情報システムを通じたメール配信にて連絡いたします。
メールによる問い合わせで解決しない場合は、至急、人文社会科学部学務係に申し出てください。

Ⅱ 学生生活の手引き

1 社会人特例学生の駐車許可について

- 大谷地区構内交通規制要領（学部学生用規則集参照）により、大学構内には許可車両以外は乗り入れできません。
- 自家用車及びバイクによる通学を希望する社会人特例学生は、所定の期日までに、学務係に、学内駐車許可申請をしてください。ただし、夜間のみ構内駐車・乗入可能です。

2 夜間・土曜日等の人文社会科学部棟及び共通教育L棟への入棟について

- (1) 人文社会科学部棟は、人文社会科学部棟及び共通教育L棟管理・使用等要項（学部学生用規則集参照）が定めるように夜間・土曜日・休日等には施錠されています。大学院生は閉棟時間帯においても、授業、研究のため人文社会科学部棟（経済専攻の大学院生は、共通教育L棟）を利用することになりますので、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻の大学院生は人文社会科学部A棟出入口から、経済専攻の大学院生は、共通教育L棟0階出入口から学生証で入棟できるようにシステム設定します。
- (2) 人文社会科学部棟及び共通教育L棟の閉棟時間帯における利用に関して、「大学院生の人文社会科学部棟及び共通教育L棟の閉棟時間帯における入棟に関する事項」の定めるルールを遵守しなければなりません。必ず、「事項」を読んでおいてください。
特に注意しておきたいことは、①学生証兼入棟用カードを紛失しないようにしっかり管理すること、②絶対に他人に貸与しないこと、③紛失した場合にはすみやかに人文社会科学部学務係に申し出ることです。

3 共同研究室・複写機等の利用について

- (1) 大学院生室・リフレッシュルーム
臨床人間科学専攻の大学院生室は、人文社会科学部A棟1階の120室です。比較地域文化専攻の大学院生室は、人文社会科学部A棟1階の122室です。経済専攻の大学院生室は共通教育L棟106から109室です。また、3専攻共通のリフレッシュルームは、人文社会科学部A棟1階の121室です。大学院生研究室・リフレッシュルームの利用の仕方については、大学院生の自主的な運営に委ねられていますので、みんなで相談して必要なルールを決めてください。なお、院生室はテンキー鍵になっていますので、当該専攻の大学院学務委員から暗証番号を聞いてください。
- (2) 複写機
 - ① 臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻の大学院生には、1,500枚分のコピーカードを配布（無料）します。
 - ② 経済専攻の大学院生には、研究目的のために経済資料室内の複写機を利用することができます。院生にはコピーカードを貸与しますが、当該専攻の大学院学務委員からの注意事項を遵守してください。1年間に付き1,500枚までは無料（校費負担）ですが、制限枚数を超えた場合には、ただちに経済事務室に返却してください。
※現在、人文社会科学研究科の大学院生は1年に合計1,500枚までのコピーが無料で使えるようになっていますが、そのうち300枚は附属図書館の3階の開架コピー機に割り当てられています。図書館資料のコピーに限り認められていることに留意して利用してください。

(3) コピーカードの返却について

修了時には貸与されたコピーカードを指導教員又は学務委員を通じて2月末日までに必ず返却してください。返却場所は、臨床人間科学専攻及び比較地域文化専攻が社会・言語文化学科事務室、経済専攻が経済学科事務室です。

(4) 経済学会について

経済学会は人文社会科学部経済学科の教員・学生等により組織された学術団体です。会員の執筆論文を収めた機関誌の発行・配布や、研究活動への補助を行っていますので、経済専攻の大学院生は、ぜひご加入ください。加入手続きは経済資料室事務窓口にてお願いします。

(5) 資料室等の利用について

経済資料室（共通教育L棟4階）

経済専攻の大学院生の利用については、別途利用規定を掲示するので、それを参照してください。

4 授業料免除制度及び奨学金制度等

以下の制度の詳細は各案内を参照してください。また、留学生については、留学生ガイドブックを参照してください。

(1) 授業料免除制度

経済的な理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されることがあります。免除を受けようとする者は、所定の期日までに免除申請書を担当係に提出してください。

(2) 奨学金制度

- 日本学生支援機構奨学金は、学業、人物とも優秀かつ健康であって、経済的理由により就学が困難と認められる者に対して、本人の申請に基づき選考のうえ、貸与されます。

奨学金貸与を受けようとする者は、所定の期日までに申請書を担当係に提出してください。

- そのほかに、人文社会科学部研究科独自の奨学金制度や各種の地方奨学団体や奨学財団の奨学金制度があります。それらについては、その都度、掲示募集します。

(3) 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、学生の正課中、大学の行事中、課外活動中、構内での休憩中及び通学中における不慮の事故等によって、身体に傷害を被った場合の災害傷害保険制度であり、保険料は、2年間分で、教育研究活動中1,200円、通学中550円、接触感染予防保険金支払特約40円の計1,790円です。

(4) 人文社会科学部学生厚生会

人文社会科学部学生厚生会は、学生のための福利厚生事業、就職指導、その他卒業祝賀会に関する事業を行っています。大学院生にも全員入会していただくことになっています。会費は、2年間まとめて、10,000円（ただし、本学部卒業生にかぎって、6,000円）となっています。

(5) 学研災付帯賠償責任保険

この保険は、上記(3)に付帯して、学生が、正課、学校行事、課外活動又はその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金が支払われるものです。

平成28年度人文社会科学部研究科入学生から、入学時に全員加入することとなりました。また、令和

3年度入学生から、Cコース（医療関連実習等が対象のコース）に加入しており、保険料は2年間分で、1,000円です。

III 規則集

1. 静岡大学大学院規則

(昭和39年4月27日制定)

第1章 総 則

(大学院の目的)

第1条 静岡大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条 大学院の教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果について、大学院以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

教育学研究科

総合科学技術研究科

光医工学研究科

法務研究科

(教育部及び研究部)

第3条の2 大学院に、教育組織として自然科学系教育部を、研究組織として創造科学技術研究部を置く。

2 前項の教育部及び研究部を、「創造科学技術大学院」と称する。

3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(修士課程、博士課程、専門職学位課程)

第4条 人文社会科学研究科及び総合科学技術研究科に修士課程を、光医工学研究科及び自然科学系教育部に後期3年のみの博士課程（以下「博士課程」という。）を、教育学研究科に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を、法務研究科に専門職学位課程を置く。ただし、教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程として取り扱い、法務研究科の専門職学位課程は、法科大学院の課程として取り扱うものとする。

2 修士課程においては、広い視野に立った精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

4 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

5 専門職学位課程のうち、教職大学院の課程においては、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とし、法科大学院の課程においては、専ら法曹養成のための

教育を行うことを目的とする。

(専攻)

第5条 各研究科及び教育部（以下「研究科等」という。）に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻
	比較地域文化専攻
	経済専攻
教育学研究科	学校教育研究専攻
	共同教科開発学専攻
	教育実践高度化専攻
総合科学技術研究科	情報学専攻
	理学専攻
	工学専攻
	農学専攻
光医工学研究科	光医工学共同専攻
自然科学系教育部	ナノビジョン工学専攻
	光・ナノ物質機能専攻
	情報科学専攻
	環境・エネルギーシステム専攻
	バイオサイエンス専攻
法務研究科	法務専攻

2 前項の教育学研究科共同教科開発学専攻は、前条第1項に規定する博士課程とし、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同で実施する。

3 第1項の教育学研究科教育実践高度化専攻は、第4条第1項に規定する教職大学院の課程とする。

4 第1項の光医工学研究科光医工学共同専攻は、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻と共同で実施する。

(岐阜大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第6条 岐阜大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、岐阜大学の応用生物科学部（共同獣医学科及び附属動物病院を除く。）、教育学部、地域科学部、流域圏科学研究センター及び生命科学総合研究支援センターの教員とともに、本学の総合科学技術研究科、グリーン科学技術研究所、大学教育センター、防災総合センター及び保健センターの教員がこれを担当するものとする。

(収容定員)

第7条 大学院の収容定員は、別表Ⅰのとおりとする。

(標準修業年限、在学年限)

第8条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程及び法科大学院の課程の標準修業年限は3年とする。

2 修士課程には4年、博士課程及び法科大学院の課程には6年（第51条に定める法科大学院の課程の法学既修者については、在学したとみなされる期間を含み、5年）を超えて在学することができない。

第2章 授業科目、単位及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第9条 大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、修士課程にあっては修士論文又は特定の課題についての研究成果、博士課程にあっては博士論文（以下「学位論文等」という。）の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第9条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(成績評価基準等の明示)

第9条の3 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文等に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目、単位等)

第9条の4 各研究科等に設ける専攻別の授業科目及び単位数等は、研究科等ごとに別に定める。

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修方法)

第11条 学生は、その在学期間中にそれぞれの専攻の授業科目から、修士課程にあっては30単位以上、博士課程にあっては当該研究科等において定める所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた上、学位論文等の審査及び最終試験を受けなければならない。

- 2 専門職学位課程については、当該研究科において定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 第1項の履修方法については、研究科等ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第11条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第12条 大学院においては、特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の方法により教育を行うことができる。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第13条 学生は、研究科長等の許可を得て、大学院の他の研究科等の授業科目を履修することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 大学院(教職大学院を除く。)は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 大学院(教職大学院を除く。)は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、大学院(教職大学院を除く。)において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 3 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が教職大学院に入学する前に大学院、教職大学院及び他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教職大学院に入学した後の教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、教職大学院において修得した単位以外のものについては、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1

を超えないものとする。

(修得したものとみなすことができる単位数の上限)

第16条の2 第14条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び前条第2項の規定により、大学院(教職大学院を除く。)において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、20単位を超えないものとする。

2 第14条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び前条第4項の規定により、教職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の合計は、教職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

第3章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条 修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程修了の認定は、当該課程に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了したものにあつては、2年)以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(他の大学院修士課程及び博士前期課程において同様の規定による修了認定をされた者を含む。)の博士課程の修了の要件については、前項中「1年」とあるのは「3年(修士課程及び博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 教職大学院の課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して、所定の単位を修得した者について行う。

(大学院における在学期間の短縮)

第17条の2 大学院(修士課程に限る。以下、この項において同じ。)は、第16条第1項の規定により大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 教職大学院は、第16条第3項の規定により教職大学院に入学する前に修得した単位(第23条第1項第1号から第10号の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により教職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の2分の1を超えない範囲で教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(教員免許状)

第18条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状の授与を受けることができる。

2 前項の規定により授与を受けることのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表IIのとおりとする。

(単位の認定)

第19条 履修授業科目の単位修得の認定は、試験の上行う。

第20条 履修した授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語で表し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができることとし、合を合格とし、否を不合格とする。

第4章 学 位

第21条 修士課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、教職大学院の課程を修了した者には教職修士(専門職)の学位を、法科大学院の課程を修了した者には法務博士(専門職)の学位を授与する。ただし、博士の学位は、大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定された者にも授与することができる。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転学、留学、休学及び退学

(入学時期)

第22条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第23条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて

課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする場合には、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (12) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (13) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (14) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者であって、大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- 2 前項第11号から第14号までの規定により学生を入学者とする場合（以下本項において「飛び入学制度」という。）は、次の各号によるものとする。
- (1) 飛び入学制度の適用の有無は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (2) 大学院の定める「所定の単位」は、研究科ごとに定めるものとする。
 - (3) 飛び入学制度に関し必要な事項をあらかじめ公表するなど、制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。
 - (4) 飛び入学制度の運用状況について、点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、志望の専攻を履修するに相当と認められたものとする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基

準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学志願手続)

第24条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

(選抜試験)

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、当該研究科等で適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第26条 選抜試験に合格した者は、誓約書に所定の書類及び入学料（入学料の免除を申請中の者を除く。）を添えて提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者には、合格を取り消すことがある。

(転研究科、転専攻)

第26条の2 学生で、他の研究科に転研究科を志望する者があるときは、関係両研究科の教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一研究科等の他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、教授会の議を経て、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転研究科を許可された者の修得単位の取扱い、第8条に規定する修業年限並びに同条及び第17条に規定する在学期間の通算については、当該研究科の教授会が認定する。

(進学)

第27条 大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き、博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

2 愛知教育大学大学院教育学研究科の修士課程又は愛知教育大学大学院教育実践研究科の専門職学位課程を修了し、引き続き、教育学研究科の博士課程に進学を希望する者については、選考の上進学を許可する。

3 進学の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き2月以上就学することができないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由で修学が不適当と認められる者は、その教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第29条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

2 休学期間は、修士課程においては通算2年を、博士課程及び法科大学院の課程においては通算3年（法科大学院の課程の法学既修者については、2年）を超えることはできない。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(再入学)

第30条 第33条の規定により退学し、又は第35条の規定（第1号による場合を除く。）により除籍となった者が、所属した研究科等に再入学を願ひ出た場合は、学長は、当該研究科等の教授会の議を経て、相当学年に再入学を許可することができる。

(転入学)

第30条の2 他の大学院の学生で、大学院に転入学を希望する者については、選考の上、入学を許可することがある。

(転学)

第31条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、あらかじめ所定の手続を経て承認を得なければならない。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）において学修しようとするときは、研究科長等を経て学長に願ひ出て、留学の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による留学の期間は、原則として1年以内とし、その期間を第8条に規定する修業年限に含めることができる。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願ひ出て許可を受けなければならない。

第6章 懲戒及び除籍

(懲戒)

第34条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

(除籍)

第35条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第8条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第29条第2項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 授業料又は寄宿料が未納で督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者
- (5) 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

第7章 授業料、入学料及び検定料

(授業料の納付)

第36条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第37条 授業料、入学料及び検定料(以下次条において「授業料等」という。)の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第38条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

第8章 教員組織

第39条 研究科等における授業、研究指導及び研究指導の補助の担当者は、次のとおりとする。

(1) 授業は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

(2) 研究指導は、大学院の教授及び准教授が担当する。

(3) 研究指導の補助は、大学院の教授、准教授及び講師が担当する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科規則等の定めるところにより、授業は助教及び特任教員が、研究指導は講師、助教及び特任教員が、研究指導の補助は助教及び特任教員が担当することができる。

3 研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。

4 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

5 教育学研究科共同教科開発学専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から前項までの規定に定めるもののほか、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教員がこれを行う。

6 光医工学研究科光医工学共同専攻における授業、研究指導及び研究指導の補助は、第1項から第4項までの規定に定めるもののほか、浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教員がこれを行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の2 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第9章 運営組織

(大学院教務・入試委員会)

第40条 大学院の各研究科等に共通する教育及び入学者選抜に関する重要事項を審議するため、大学院教務・入試委員会を置く。

2 前項の大学院教務・入試委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第41条 各研究科に科長を置く。

2 創造科学技術大学院に大学院長を置く。

3 教育部に教育部長を、研究部に研究部長を置く。

(教授会)

第42条 教授会に関する規則は、研究科等ごとに別に定める。

第10章 大学院特別研究学生、大学院研究生、大学院科目等履修生、大学院聴講生及び大学院特別聴講学生

(大学院特別研究学生)

第43条 他の大学院に在学する学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、学長は、大学院特別研究学生として入学を許可することができる。

2 修士課程において研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

(大学院研究生)

第44条 大学院において、特別の事項について研究しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院研究生として入学を許可することができる。

2 大学院研究生の入学資格は、修士課程にあっては修士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者、博士課程にあっては博士の学位を有する者又は大学院においてこれに相当すると認めた者とする。

3 研究期間は1年以内とする。ただし、研究期間が満了してもなお引き続き研究しようとするときは、その期間を更新することができる。

(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考の上、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

2 大学院科目等履修生として入学することができる者は、第23条第1項各号のいずれか若しくは同条第3項各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 大学院科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受け単位を修得することができる。

4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

5 大学院科目等履修生が教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表IIのとおりとする。

(大学院聴講生)

第46条 大学院の授業科目中1科目又は数科目を選び聴講しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、大学院聴講生として入学を許可することができる。

2 大学院聴講生の入学資格は、第23条第1項又は第3項に規定する大学院入学資格を有する者とする。ただし、大学院において、当該授業科目を聴講する能力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

3 聴講期間は1年以内とする。ただし、引き続き聴講を希望するときは、その期間を更新することができる。

(大学院特別聴講学生)

第47条 他の大学院又は外国の大学院の学生が、大学院の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学院との協議に基づき、学長は、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

第11章 専門職学位課程

(専門職学位課程)

第48条 前章までの規定のほか、専門職学位課程に関する特別の事項は、この章の定めるところによる。

(授業の方法等)

第49条 専門職学位課程においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うため事例研究、実習又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
(履修科目の登録の上限)

第50条 専門職学位課程においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
(法学既修者)

第51条 法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)にあっては、1年の範囲で法務研究科が認める期間在学し、30単位の範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすものとする。

2 法学既修者の認定については、法務研究科の定めるところによる。

(法務研修生)

第52条 法務研究科は、法務研究科を修了した者が、法務研究科の学修支援の下で司法試験受験のための自学自習を行う者(以下「法務研修生」という。)として本学の施設、設備等の利用を希望するときは、これを受け入れることができる。

2 法務研修生について必要な事項は、法務研究科の定めるところによる。

第12章 雑 則

第53条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

附 則

この規則は、昭和39年4月27日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

〈以下、昭和40年から平成30年3月までの附則は省略〉

附 則 (平成30年3月20日規則第81号)

この規則は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（第7条関係）【抄】

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻 比較地域文化専攻 経済専攻 計	11	22				
		10	20				
		15	30				
		36	72				

別表Ⅱ（第18条関係）【抄】

研究科名	専攻名 免許状の種類	幼稚園 教諭専 修免許 状	小学校 教諭専 修免許 状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状	特別支援 学校教諭 専修免許 状	養護教諭 専修免許 状
人文社会科学研究科	臨床人間科学専攻			社会	公民		
	比較地域文化専攻			国語，社会， 英語	国語，地理歴 史，英語		
	経済専攻			社会	公民		
教育学研究科	学校教育研究専攻	○	○	国語，社会， 数学，理科， 音楽，美術， 保健体育， 技術，家庭， 英語	国語，書道， 地理歴史，公 民，数学，理 科，音楽，美 術，保健体育， 工業，情報， 家庭，英語		○
	教育実践高度化専攻	○	○	国語，社会， 数学，理科， 音楽，美術， 保健体育， 技術，家庭， 英語	国語，書道， 地理歴史，公 民，数学，理 科，音楽，美 術，保健体育， 工業，情報， 家庭，英語	○	
総合科学技術研究科	情報学専攻				情報		
	理学専攻			数学，理科	数学，理科		
	工学専攻				数学，工業		
	農学専攻				理科，農業		

2. 静岡大学学位規程

(昭和53年7月19日)

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第39条第2項及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）第21条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 法務博士（専門職）の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、教授会にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 教授会は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。(必要に応じ、最終試験及び学力の確認の双方を行うものとする。以下この条及び第15条において同じ。)ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 第1項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、前2項の規定により選出された審査委員のほか、これらの規定に規定する教員以外の本学の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員として加えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻(以下「共同教科開発学専攻」という。)にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、光医工学研究科光医工学共同専攻(以下「光医工学共同専攻」という。)にあっては、第7条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに浜松医科大学大学院医学系研究科光医工学共同専攻の教授及び准教授のうちから4人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授3人以上を含むものとする。

6 前2項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終了した後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては1年以内に限り、光医工学研究科及び自然科学系教育部にあっては光医工学研究科及び自然科学系教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果

を教授会に報告しなければならない。

(教授会の議決)

第16条 教授会は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、教授会構成員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会又は法務研究科教授会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 教授会（法務研究科教授会を除く。）が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。（必要に応じ、最終試験の成績及び学力の確認の結果の双方を報告するものとする。）

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて可否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該教授会は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科、光医工学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻又は光医工学共同専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻又は当該光医工学共同専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱

する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則

1 この規程は、昭和53年7月19日から施行する。

2 静岡大学学位規程(昭和39年4月27日制定)は、廃止する。

3 第8条第1項の規定による学位授与の申請の受理は、第5条第1項の規定により学位を授与した日から行うものとする。

〈以下、昭和56年から平成29年12月までの附則は省略〉

附 則(平成30年3月20日規程第82号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

学 位	学部・学科、研究科・専攻又は教育部		付記する専攻分野の名称
学 士	人文社会科学部	社会学科	社会学又は学術
		言語文化学科	文学又は学術
		法学科	法学又は学術
		経済学科	経済学又は学術
	教育学部		教育学
	情報学部	情報科学学科及び行動情報学科	情報学
		情報社会学科	情報学又は学術
	理学部	数学科	理学
		物理学科、化学科、生物科学学科及び地球科学科	理学又は学術
	工学部	機械工学科及び化学バイオ工学科	工学又は学術
		電気電子工学科、電子物質科学科及び数理システム工学科	工学
	農学部	生物資源科学科	農学又は学術
応用生命科学科		農学	
修 士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	教育学研究科		教育学
	総合科学技術研究科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
		農学専攻	農学
教職修士 (専門職)	教育学研究科		
博 士	教育学研究科		教育学
	光医工学研究科		光医工学
	自然科学系教育部		学術、理学、工学、情報学又は農学
法務博士 (専門職)	法務研究科		

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、地域創造学環の課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別記様式

(2) 第4条の規定により授与する学位記の様式

		○第	号
	学	位	記
学 章		氏	名
	年	月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程を修了したので 修士（○○）の学位を授与する			
年 月 日			
静岡大学長		氏	名 印

〈別紙様式1(1)・(3)～(9)・2は省略〉

3. 静岡大学大学院人文社会科学研究科規則

(趣旨)

第1条 静岡大学大学院人文社会科学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 研究科は、専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目的とする。

2 前項に定める人材を育成するため、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻及び経済専攻の各専攻の特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する教育を行う。

(専攻及びコース)

第2条 研究科に、次の専攻及びコースを置く。

臨床人間科学専攻	臨床心理学コース
	臨床人間科学コース
比較地域文化専攻	歴史・文化論コース
	言語文化論コース
経済専攻	国際経営コース
	地域公共政策コース

(教育方法及び研究指導教員)

第3条 研究科における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 授業は、教授、准教授及び講師が担当する。ただし、人文社会科学研究科教授会（以下「教授会」という。）が認めた場合は、助教が担当することができる。

3 研究指導は、研究指導資格を有する教授、准教授及び講師が担当する

4 研究指導の補助は、教授、准教授及び講師が担当する

(指導教員)

第3条の2 研究科における研究指導その他の指導を行うため、学生ごとに指導教員及び副指導教員を置く。

2 指導教員は研究指導を担当する教員のうちから、副指導教員は研究指導及び研究指導の補助を担当する教員のうちから、教授会が定める。

(教育方法の特例)

第4条 教授会が特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び単位)

第5条 研究科における授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(履修方法)

第6条 学生は、別表Ⅱに定めるところにより修了に必要な授業科目30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験を受けなければならない。

2 前項の修士論文は、教授会の承認を得て、特定の課題についての研究の成果をもって代えることができる。

- 3 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに人文社会科学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。

（他の研究科及び他の大学院の授業科目の履修）

第7条 学生は、研究科長が教育上有益と認めるときは、他の研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

（他の大学院又は研究所等における研究指導）

第8条 学生は、研究科長が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。

- 2 前項の規定により研究指導を受けることができる期間は、1年以内とする。

（入学前の既修得単位の認定等）

第9条 研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に、研究科、他の研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科に入学した後の研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる他の研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む。）の単位は、第7条第2項によるものと合せて15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことのできる研究科の単位は、前項によるものと合せて20単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

（単位修得の認定等）

第10条 研究科における授業科目の単位修得の認定は、授業科目担当教員が行う。

- 2 他の研究科、他の大学院及び入学前の既修得単位を研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことの認定は、教授会が行う。

（修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出）

第11条 研究科において研究指導を受け、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出することができる。

（課程修了の認定）

第12条 課程修了の認定は、研究科に2年以上在学し、修了に必要な授業科目30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行う。ただし、在学期間に関しては、優秀な業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 研究科に入学する前に修得し、第9条の規定により認められた修了に必要な授業科目が10単位以上（入学資格を有した後、修得したものに限る。）あり、その他別に定める基準をみたま場合は、1年又は半年の期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、研究科に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 3 第1項の審査は、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

- 4 前項の審査には、講師又は助教のうちいずれか1名を含めることができる。

- 5 第3項の審査に当たって、教授会が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(学位)

第13条 課程を修了した者に対する修士の学位の授与は、静岡大学学位規程（昭和53年7月19日制定）の定めるところによる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前の法学研究科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、当該学生の教育課程、修了及び学位については、なお従前の例による。

—以下、平成26年4月2日までの改正附則は省略—

附 則（平成27年1月15日規則第44号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院人文社会科学研究科規則別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月12日規則第47号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院人文社会科学研究科規則別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月18日規則第89号）抄

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月16日規則第9号）

- 1 この規則は、平成27年4月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学大学院人文社会科学研究科規則別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した学生については、この規則による改正後の静岡大学人文社会科学研究科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表Ⅰ（第5条関係）

修士課程

〈研究科共通科目〉

授 業 科 目 名	単 位 数
海外実習	
海 外 実 習 I	1
海 外 実 習 II	1
インターンシップ	
ス ク ー ル イ ン タ ー ン シ ッ プ	4
大 学 院 イ ン タ ー ン シ ッ プ	2

〈臨床人間科学専攻〉

授 業 科 目 名	単 位 数
総合講義	
臨 床 人 間 科 学 法	2
対 人 援 助 の 倫 理 と 学 法	2
研究法	
臨 床 心 理 学 研 究 法 I	2
臨 床 心 理 学 研 究 法 II	2
臨 床 人 間 学 研 究 法 I	2
臨 床 人 間 学 研 究 法 II	2
臨 床 社 会 学 研 究 法 I	2
臨 床 社 会 学 研 究 法 II	2
臨 床 身 体 運 動 学 研 究 法 I	2
臨 床 身 体 運 動 学 研 究 法 II	2
専攻共通	
質 的 調 査 演 習	2
質 的 分 析 演 習	2
量 的 調 査 演 習	2
計 量 分 析 演 習	2
実 験 研 究 法 演 習	2
運 動 生 理 測 定 法 演 習	2
臨 床 人 間 科 学 学 外 実 習 I	1
臨 床 人 間 科 学 学 外 実 習 II	1
臨 多 文 化 共 生 実 習 I	1
臨 多 文 化 共 生 実 習 II	1
臨床心理学コース	
臨 床 心 理 学 特 論	2
臨 床 心 理 学 論	2
臨床心理面接特論（心理支援に関する理論と実践）	2
臨 床 心 理 面 接 演 習	2
臨床心理査定特論（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
臨 床 心 理 査 定 演 習	2
コミュニティ・アプローチ特論 （家族関係・集団・地域社会における心理支援 に関する理論と実践）	1
心の健康教育に関する理論と実践	1

授 業 科 目 名	単 位 数
臨 床 心 理 基 礎 実 習 I	1
臨 床 心 理 基 礎 実 習 II	1
臨 床 心 理 学 外 実 習 I (心 理 実 践 実 習 I)	4
臨 床 心 理 学 外 実 習 II (心 理 実 践 実 習 II)	2
臨 床 心 理 実 習 I (心 理 実 践 実 習 III)	4
臨 床 心 理 実 習 II	1
臨 床 心 理 学 講 読 演 習 I	2
臨 床 心 理 学 講 読 演 習 II	2
発 達 心 理 学 特 論	2
認 知 心 理 学 特 論	2
精 神 医 学 特 論	2
(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	
精 神 保 健 福 祉 特 論	2
(福祉分野に関する理論と支援の展開)	
力 動 的 ア プ ロ ー チ 特 論	1
行 動 療 法 特 論	1
心 理 療 法 特 論	1
家 族 心 理 臨 床 特 論	1
教育分野に関する理論と支援の展開	1
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1
グ ル ー プ ・ ア プ ロ ー チ 演 習 I	2
グ ル ー プ ・ ア プ ロ ー チ 演 習 II	2
臨床人間科学コース	
ヒ ュ ー マ ン ケ ア と 医 療 の 倫 理 学	2
臨 床 倫 理 学 演 習 I	2
臨 床 倫 理 学 演 習 II	2
社 会 倫 理 学	2
徳 倫 理 学 演 習 I	2
徳 倫 理 学 演 習 II	2
臨 床 社 会 心 理 学 演 習 I	2
臨 床 社 会 心 理 学 演 習 II	2
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 特 論	2
健 康 運 動 科 学 演 習 I	2
健 康 運 動 科 学 演 習 II	2
健 障 害 科 学 特 論	2
対 人 支 援 の 社 会 学	2
自 己 育 成 と 社 会 的 変 動 学 論	2
教 育 臨 床 の 社 会 学	2
社 会 的 不 平 等 論 演 習 I	2
社 会 的 不 平 等 論 演 習 II	2
家 族 と ジ ェ ン ダ ー の 社 会 学	2
リ ア ル プ ロ グ ラ ム の 社 会 学	2
地 域 と 共 生 の 社 会 学	2
地 域 マ ネ ジ メ ン ト 演 習 I	2
地 域 マ ネ ジ メ ン ト 演 習 II	2
ス ポ ー ツ プ ロ モ ー シ ョ ン 特 論	2
健 康 ス ポ ー ツ 社 会 学 演 習 I	2
健 康 ス ポ ー ツ 社 会 学 演 習 II	2
特別演習	
臨 床 人 間 科 学 特 別 演 習 I	2
臨 床 人 間 科 学 特 別 演 習 II	2

〈比較地域文化専攻〉

授 業 科 目 名	単 位 数
総合講義	
社 会 変 動 と 思 想	2
言 語 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	2
日 本 文 化 事 情	2
研究法	
歴 史 ・ 文 化 論 研 究 法	2
言 語 文 化 論 研 究 法	2
歴史・文化論コース	
古 代 ギ リ シ ア の 思 想 と 文 化	2
宗 教 と 倫 理	2
哲 学 ・ 宗 教 演 習 I	2
哲 学 ・ 宗 教 演 習 II	2
女 性 と 生 命	2
女 性 と 生 命 文 化 演 習 I	2
女 性 と 生 命 文 化 演 習 II	2
社会主義圏における民族問題と文化変容	2
社会主義圏における民族誌論演習 I	2
社会主義圏における民族誌論演習 II	2
多 文 化 社 会 論	2
多 文 化 社 会 論 演 習 I	2
多 文 化 社 会 論 演 習 II	2
東 ア ジ ア 地 域 社 会 論	2
東 ア ジ ア 地 域 社 会 論 演 習 I	2
東 ア ジ ア 地 域 社 会 論 演 習 II	2
日 本 中 世 の 環 境 と 文 化	2
日 本 中 世 社 会 史 演 習 I	2
日 本 中 世 社 会 史 演 習 II	2
日 本 近 世 の 法 と 社 会	2
日 本 近 世 史 演 習 I	2
日 本 近 世 史 演 習 II	2
近 現 代 中 国 の 社 会 と 文 化	2
中 国 近 現 代 史 演 習 I	2
中 国 近 現 代 史 演 習 II	2
近 代 イ ギ リ ス の 社 会 と 宗 教	2
近 代 イ ギ リ ス 史 演 習 I	2
近 代 イ ギ リ ス 史 演 習 II	2
中 世 ヨ ー ロ ッ パ の 文 化 と 社 会	2
中 世 ヨ ー ロ ッ パ 史 演 習 I	2
中 世 ヨ ー ロ ッ パ 史 演 習 II	2
弥 生 時 代 の 文 化 と 社 会	2
農 耕 文 化 論 演 習 I	2
農 耕 文 化 論 演 習 II	2
旧 石 器 時 代 の 文 化 と 社 会	2

授 業 科 目 名	単 位 数
先 史 文 化 論 演 習 I	2
先 史 文 化 論 演 習 II	2
東 海 地 域 の 自 然 と 文 化	2
人 文 地 理 学 演 習 I	2
人 文 地 理 学 演 習 II	2
言語文化論コース	
日 本 近 世 言 語 文 化 研 究	2
日 本 近 世 メ デ ィ ア 演 習 I	2
日 本 近 世 メ デ ィ ア 演 習 II	2
日 本 近 代 文 化 テ ク ス ト 研 究	2
ジェンダーの日本近代文学演習 I	2
ジェンダーの日本近代文学演習 II	2
中 国 古 代 文 芸 思 想 研 究	2
中 国 古 代 文 人 演 習 I	2
中 国 古 代 文 人 演 習 II	2
中 国 近 現 代 文 芸 思 潮 研 究	2
中 国 近 現 代 文 学 演 習 I	2
中 国 近 現 代 文 学 演 習 II	2
中 世 ヨ ー ロ ッ パ 文 化 研 究	2
中 世 英 文 学 ・ 図 像 学 演 習 I	2
中 世 英 文 学 ・ 図 像 学 演 習 II	2
ア メ リ カ 文 学 研 究	2
ア メ リ カ 近 現 代 小 説 演 習 I	2
ア メ リ カ 近 現 代 小 説 演 習 II	2
現 代 ド イ ツ 文 学 研 究	2
ド イ ツ 小 説 論 演 習 I	2
ド イ ツ 小 説 論 演 習 II	2
フ ラ ン ス 近 現 代 の 芸 術 と 文 化	2
20世紀フランス文学演習 I	2
20世紀フランス文学演習 II	2
音 声 学 ・ 音 韻 論 研 究	2
生 成 統 語 論	2
英 語 構 造 論 演 習 I	2
英 語 構 造 論 演 習 II	2
中 国 語 学 基 礎 論	2
中 国 語 史 学 演 習 I	2
中 国 語 史 学 演 習 II	2
現 代 ド イ ツ 語 文 法 論 ・ 意 味 論 研 究	2
現 代 ド イ ツ 語 学 演 習 I	2
現 代 ド イ ツ 語 学 演 習 II	2
対 照 言 語 学 研 究	2
言 語 調 査 論 演 習 I	2
言 語 調 査 論 演 習 II	2
日 独 語 対 照 研 究	2
パ ソ コ ン 利 用 の 言 語 研 究 演 習 I	2

授 業 科 目 名	単 位 数
パソコン利用の言語研究演習Ⅱ	2
日本語学研究方法	2
日本語史学演習Ⅰ	2
日本語史学演習Ⅱ	2
言語と性	2
社会言語学演習Ⅰ	2
社会言語学演習Ⅱ	2
言語変化と言語理論	2
現代英語学演習Ⅰ	2
現代英語学演習Ⅱ	2
北米インディアン諸語研究	2
言語類型論演習Ⅰ	2
言語類型論演習Ⅱ	2
日韓比較文化論	2
日韓比較文学論演習Ⅰ	2
日韓比較文学論演習Ⅱ	2
スペイン・ラテンアメリカ文化研究	2
比較文化史演習Ⅰ	2
比較文化史演習Ⅱ	2
スペイン文化研究	2
ヨーロッパ比較文化史演習Ⅰ	2
ヨーロッパ比較文化史演習Ⅱ	2
特別演習	
比較地域文化特別演習Ⅰ	2
比較地域文化特別演習Ⅱ	2

〈経済専攻〉

授 業 科 目 名	単 位 数
研究法	
国際経営コース基礎講義Ⅰ	2
国際経営コース基礎講義Ⅱ	2
地域公共政策コース基礎講義Ⅰ	2
地域公共政策コース基礎講義Ⅱ	2
国際経営コース	
企業情報システム	2
企業情報システム演習Ⅰ	2
企業情報システム演習Ⅱ	2
経営戦略論	2
経営戦略論演習Ⅰ	2
経営戦略論演習Ⅱ	2
マーケティング戦略	2
マーケティング演習Ⅰ	2
マーケティング演習Ⅱ	2
市場経済と規制	2
市場経済論演習Ⅰ	2
市場経済論演習Ⅱ	2
計量経済学	2
計量経済学演習Ⅰ	2
計量経済学演習Ⅱ	2
会計学	2
会計学演習Ⅰ	2
会計学演習Ⅱ	2
税務会計論	2
税務会計論演習Ⅰ	2
税務会計論演習Ⅱ	2
経済情報システム	2
経済情報論演習Ⅰ	2
経済情報論演習Ⅱ	2
多国籍銀行論	2
多国籍銀行論演習Ⅰ	2
多国籍銀行論演習Ⅱ	2
アジア経済論	2
アジア経済論演習Ⅰ	2
アジア経済論演習Ⅱ	2
国際貿易論	2
経済発展論演習Ⅰ	2
経済発展論演習Ⅱ	2
マクロ経済動学	2
経済成長論演習Ⅰ	2
経済成長論演習Ⅱ	2
ベネチア企業論	2

授 業 科 目 名						単 位 数
地域公共政策コース						
経	済	統	計	分	析	2
統	計	学	演	習	I	2
統	計	学	演	習	II	2
政	策	シ	ミュ	レー	シ ョ ン 論	2
政	策	シ	ミュ	レー	シ ョ ン 演 習 I	2
政	策	シ	ミュ	レー	シ ョ ン 演 習 II	2
経	済	政	策	シ	ス テ ム	2
経	済	政	策	演	習 I	2
経	済	政	策	演	習 II	2
都	市		経	済	学	2
公	共	政	策	演	習 I	2
公	共	政	策	演	習 II	2
都	市	と	地	域	の 経 済 学	2
空	間	経	済	学	演 習 I	2
空	間	経	済	学	演 習 II	2
自	治	体	財	政	論	2
政	府	間	財	政	関 係 演 習 I	2
政	府	間	財	政	関 係 演 習 II	2
地	域		政	策	論	2
地	域	政	策	分 析	演 習 I	2
地	域	政	策	分 析	演 習 II	2
現	代	日	本	経	済 社 会 論	2
現	代	日	本	経	済 社 会 論 演 習 I	2
現	代	日	本	経	済 社 会 論 演 習 II	2
地	域		統	合	論	2
地	域	統	合	論	演 習 I	2
地	域	統	合	論	演 習 II	2
環	境		政	策	論	2
環	境	政	策	論	演 習 I	2
環	境	政	策	論	演 習 II	2
財			政		学	2
財	政	学	演	習	I	2
財	政	学	演	習	II	2
現	代	産	業		論	2
現	代	産	業	論	演 習 I	2
現	代	産	業	論	演 習 II	2
租		税		法	I	2
租		税		法	II	2
社	会	保	障		論	2
社	会	保	障	論	演 習 I	2
社	会	保	障	論	演 習 II	2
地	域	経	営		論	2
地	域	経	営	論	演 習 I	2
地	域	経	営	論	演 習 II	2

授 業 科 目 名	単 位 数
特別演習	
経 済 特 別 演 習 I	2
経 済 特 別 演 習 II	2

別表Ⅱ（第6条関係）

臨床人間科学専攻

区 分	履 修 方 法	単 位 数
必 修 科 目	本専攻の総合講義	4
	指導教員による特別演習	4
	小 計	8
選 択 必 修 科 目	研究法 本専攻の講義又は演習・実習 (研究法を除く。)	4 6
	小 計	10
自 由 科 目	本研究科において開講する科目	12
	小 計	12
	合 計	30

比較地域文化専攻

区 分	履 修 方 法	単 位 数
必 修 科 目	指導教員による特別演習	4
	小 計	4
選 択 必 修 科 目	本専攻の総合講義 (留学生は「日本文化事情」を含めて受講すること。)	4
	指導教員による演習	2
	所属するコースの研究法	2
	本専攻の講義又は演習 (総合講義・研究法を除く。)	8
	小 計	16
自 由 科 目	本研究科において開講する科目	10
	小 計	10
	合 計	30

経済専攻

区 分	履 修 方 法	単 位 数
必 修 科 目	指導教員による特別演習	4
	小 計	4
選 択 必 修 科 目	所属するコースの研究法 本専攻の講義又は演習 (研究法を除く。)	4 10
	小 計	14
自 由 科 目	本研究科において開講する科目	12
	小 計	12
	合 計	30

備考 本表の必修科目、選択必修科目及び自由科目から合計30単位以上を履修し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出すること。

4. 静岡大学大学院人文社会科学研究科教授会規則

(平成27年2月18日規則第15号)

改正 平成28年2月3日規則第103号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡大学教授会通則（平成16年4月1日制定。以下「教授会通則」という。）第9条の規定に基づき、静岡大学大学院人文社会科学研究科教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 人文社会科学研究科長（以下「研究科長」という。）及び人文社会科学研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）

(2) 人文社会科学研究科（以下「研究科」という。）を主担当とする教授、准教授及び講師

2 教授会は、本学の大学院に所属する教授、准教授及び講師のうち、研究科を副担当とする者を構成員に加えることができる。

3 教授会が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、議決権を有しない。

4 研究科長は、人文社会科学部長をもって充てる。

5 副研究科長は、人文社会科学部副学部長をもって充てる。

(役割)

第3条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 教授会通則第3条第1項第3号の規定に基づき、学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会、前2項に規定するもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 教員の人事に関する事項

(2) 教育課程及び試験に関する事項

(3) 学生の身分に関する事項

(4) 学位に関する事項

(5) その他研究科の組織、運営に関する重要事項

(6) その他研究科長が審議を求めた事項

4 教授会は、学長が教授会通則第3条第1項第3号に掲げる事項を定める際に、意見を述べることができる。

(会議の招集及び議長)

第4条 研究科長は、教授会の会議を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長の指名する副研究科長がその職務を代行する。

(定足数及び議決)

第5条 教授会の会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、次の各号に掲げる者は、構成員に含まないものとする。

- (1) 職務により海外渡航中の者及び内地研究員として出張中の者
- (2) 休職又は停職中の者
- (3) 育児休業中の者
- (4) 30日以上にわたる連続した休暇を取得中の者

2 議事は、出席者の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長が決する。

ただし、教授会が特に重要と認める事項については、出席者の3分の2以上の賛成により決する。

3 前2項の規定にかかわらず、学位の授与に関する議決を行う場合は、静岡大学学位規定（昭和53年7月19日制定）第16条の定めるところによる。

(入学試験合否判定会議)

第6条 教授会に静岡大学大学院人文社会科学研究科入学試験合否判定会議(以下「判定会議」という。)を置くことができる。

2 教授会は、判定会議の議決をもって教授会の議決とすることができる。

3 判定会議に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(小委員会)

第7条 教授会の運営に必要なときは、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 教授会の庶務は、人文社会科学部事務部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 静岡大学大学院人文社会科学研究科委員会規則は、廃止する。

附 則（平成28年2月3日規則第103号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

5. 人文社会科学研究科履修要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第14条の規定に基づき、静岡大学大学院人文社会科学研究科（以下、「研究科」という。）における教育方法に関し、必要な事項を定める。

(指導教員の決定及び変更)

第2条 指導教員及び副指導教員は、学生の研究主題を考慮して、入学後所定の期日までに、研究科教授会が決定する。

2 指導教員の変更は原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科教授会の議に基づき変更を認めることがある。

(社会人についての特例)

第3条 社会人で教育方法の特例の適用を受けることを認められて入学した者（以下、「特例学生」という。）の履修方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 特例による授業は、月曜日から金曜日までの夜間及び土曜日に開講するものとする。
- (2) 特例学生は、前項の時間帯のほか昼間に開講された授業を履修することができる。
- (3) 特例学生は、前2項のいずれの時間帯においても研究指導を受けることができる。

(特例による授業の活用)

第4条 特例学生以外の学生は、授業担当教員の承認を得て、夜間開講及び土曜日開講の授業を履修することができる。

(情報通信メディアを利用した授業又は研究指導)

第5条 情報通信メディアを利用した授業又は研究指導の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 授業又は研究指導の全部又は一部について、対象学生の全部又は一部が、同時双方向情報通信メディアを利用する方法、情報通信メディアを利用して非同時的に必要な情報にアクセスする方法、又は多様なメディアを高度に利用したその他の方法により、教室等で行う対面による以外の方法で行うことができる。
- (2) 利用するメディア等の必要な事項を適切に、シラバスへの記載その他の方法で履修開始等以前に対象学生に通知した上で実施することとする。やむを得ず履修開始等以降に実施する場合は、対象学生の了解を経た上で実施することとする。
- (3) 厳格な成績等の評価、並びに、専攻カリキュラム及び当該科目等の教育目標について、対面による方法と同等の厳格な評価、並びに、目標の達成がなされるよう十分に配慮されたものとする。
- (4) 学生が非同時的に必要な情報にアクセスする方法で授業を実施する場合は、実施後すみやかに、担当教員又は指導補助者が、対面又は情報通信メディア等の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行い、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会を確保するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月20日改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月14日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6. 人文社会科学研究科学位論文等審査及び最終試験に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡大学大学院人文社会科学研究科規則第14条の規定に基づき、静岡大学大学院人文社会科学研究科における修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

(学位論文等の提出)

第2条 学位論文等の審査を受けようとする者は、学位論文等審査願（様式第1号）に、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の報告書（正本と複写本3部）、及び学位論文等要旨（様式第2号）を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 学位論文等の提出期限は、1月20日（9月修了予定の者にあつては7月29日）21時とする。ただし、提出期限の日が土曜日にあたるときはその日の翌々日の21時、日曜日又は休日にあたるときはその翌日の21時を提出期限とする。

(審査委員会)

第3条 研究科教授会は、学位論文等1編ごとに審査委員会を設置し、その審査を委嘱する。

2 審査委員会は3人以上の審査委員をもって構成し、うち1人を主査とする。

(学位論文等の審査及び最終試験)

第4条 学位論文等の審査及び最終試験は、審査委員会が主査の統括の下に行うものとする。

2 学位論文等の審査及び最終試験の評価は、合格又は不合格とする。

(審査結果及び成績の報告)

第5条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験の結果を、学位論文等審査報告書（様式第3号）により、研究科教授会に報告するものとする。

第6条 研究科教授会は、審査委員会の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 研究科教授会が前項の議決をしたときは、研究科長は、静岡大学学位規程第18条に基づいて、その結果を学位論文等審査報告書等により学長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月20日改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月3日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月2日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

指導教員 認 印	
-------------	--

学位論文等審査願

(年号) 年 月 日

静岡大学大学院人文社会科学研究所長 殿

人文社会科学研究所	専攻
(年号) 年度入学	
学籍番号	
氏 名	印

このたび静岡大学学位規定第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり学位論文等として（修士論文・特定の課題についての研究の成果の報告書）を提出しますので、ご審査くださるようお願いいたします。

記

題目

--

学 位 論 文 等 要 旨

題 目

静岡大学大学院人文社会科学研究科

〇〇〇〇専攻

学籍番号

氏 名

[illegible]

令和 年 月 日

静岡大学人文社会科学研究科

學位論文等審査報告書

本研究科教授会の審議結果について、静岡大学学位規程第18条に基づき、以下のとおり報告します。

學位論文等審査委員

主查

審査期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

題目					
専攻名			指導教員		
学生氏名			学籍番号 生年月日	_____年____月____日	
審査要旨					
成績評価	学位論文等			最終試験	

7. 静岡大学人文社会科学研究科（修士課程）修士論文審査基準

平成22年2月16日	学務委員会	承認
平成22年2月18日	研究科委員会	承認
平成22年7月6日	学務委員会	改正
平成22年7月8日	研究科委員会	改正
平成27年4月16日	研究科教授会	改正
令和2年2月20日	学務委員会	改正
令和2年3月3日	研究科教授会	改正
令和3年2月15日	研究科教授会	改正

I 共通事項

- 1 論文題目は、所定の期日までに提出し、指導教員の確認を得る。
- 2 修士論文は、主査1人、副査2人以上、計3人以上により審査する。
- 3 評価は、以下に各専攻があげる5項目全てがC評価以上であることをもって合格とする。
 - (1) A：優れている。
 - (2) B：良好である。
 - (3) C：一定の水準に達している。
 - (4) D：水準に達していない。
- 4 修士論文の要旨集を作成し、広く公開する。

II 審査基準

1 臨床人間科学専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

審査委員には、論文提出者の研究分野と隣接あるいは異なる分野を専門とする審査委員を含めるよう配慮し、多様な立場から適切な研究がなされているかどうかを判断するものとする。なお、論文提出後の最終試験（口頭試問）については、適正かつ公正な審査を堅持するため広く公開して実施するものとするが、当該試験における質疑応答の結果も参考とし、最終的な合否判断を行う。

(1) 論文テーマについて

論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。

(2) 先行研究や関連研究について

論文テーマにかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。

(3) 研究方法について

研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマに相応しい研究方法が採用され、文献・調査・実験・事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。

(4) 論文の記述と構成について

引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの

論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。

(5) 論文の独自の価値（オリジナリティ）について

適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見などに何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

2 比較地域文化専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

(1) 論文のテーマについて

当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。

(2) 先行研究や関連研究について

研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握・整理し、自己の議論の展開のために有効に用いているか。

(3) 研究方法について

収集したデータや資料にオリジナリティがあり、修得した専門的なスキルを応用して、対象作品や資料の細部の読みや分析を緻密に重ね合わせているか。

(4) 論述について

引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明晰に表現されているか。

(5) 論文の独自の価値について

収集したデータや資料、対象作品が適切に分析・実証されるとともに、設定されたテーマに対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

3 経済専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

(1) 論文テーマについて

論文のテーマが、当該領域の専門的な知識や方法をふまえた学術的意義、および/あるいは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた社会的意義に基づき、設定されているか。

(2) 先行研究や関連研究に関する理解について

論文のテーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究についての確にサーベイされ、自らの問題意識に基づいて理解されているか。

(3) 研究方法について

研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマの研究に際して、相応しい研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法が用いられており、それに基づき、具体的な分析・考察がおこなわれているか。

(4) 論文の記述について

引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理、結論に至るまでの論理的な章立て、結論までの論理的な記述が、適正かつ十分におこなわれているか。

(5) 論文の独自の価値（オリジナリティ）について

テーマ、問題設定、分析方法、ないし結論等において、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

令和 年 月 日

臨床人間科学専攻 修士論文審査採点表

学生氏名： 学籍番号：

題目：

評 価	審査基準
A ・ B ・ C ・ D	(1)論文のテーマについて 論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。
A ・ B ・ C ・ D	(2)先行研究や関連研究について 論文テーマにかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。
A ・ B ・ C ・ D	(3)研究方法について 研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマに相応しい研究方法が採用され、文献・調査・実験・事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。
A ・ B ・ C ・ D	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。
A ・ B ・ C ・ D	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について 適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見などに何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

〔A：優れている／B：良好である／C：一定の水準に達している／D：水準に達していない〕

A評価数	B評価数	C評価数	D評価数

【学位論文等審査委員】

主査

副査

副査

副査

令和 年 月 日

経済専攻 修士論文審査採点表

学生氏名： 学籍番号：

題目：

評 価	審査基準
A ・ B ・ C ・ D	(1)論文のテーマについて 論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、および/あるいは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた社会的意義に基づき、設定されているか。
A ・ B ・ C ・ D	(2)先行研究や関連研究について 論文テーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究についての確にサーベイされ、自らの問題意識に基づいて理解されているか。
A ・ B ・ C ・ D	(3)研究方法について 研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマの研究に際して、相応しい研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法が用いられており、それに基づき、具体的な分析・考察がおこなわれているか。
A ・ B ・ C ・ D	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理、結論に至るまでの論理的な章立て、結論までの論理的な記述が、適正かつ十分におこなわれているか。
A ・ B ・ C ・ D	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について テーマ、問題設定、分析方法、ないし結論等において、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

〔A：優れている／B：良好である／C：一定の水準に達している／D：水準に達していない〕

A評価数	B評価数	C評価数	D評価数

【学位論文等審査委員】

主査

副査

副査

副査

令和 年 月 日

比較地域文化専攻 修士論文審査採点表

学生氏名： 学籍番号：

題目：

評 価	審査基準
A ・ B ・ C ・ D	(1)論文のテーマについて 当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。
A ・ B ・ C ・ D	(2)先行研究や関連研究について 研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握・整理し、自己の議論の展開のために有効に用いているか。
A ・ B ・ C ・ D	(3)研究方法について 収集したデータや資料にオリジナリティがあり、修得した専門的なスキルを応用して、対象作品や資料の細部の読みや分析を緻密に重ね合わせているか。
A ・ B ・ C ・ D	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明確に表現されているか。
A ・ B ・ C ・ D	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について 収集したデータや資料、対象作品が適切に分析・実証されとともに、設定されたテーマに対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

〔A：優れている／B：良好である／C：一定の水準に達している／D：水準に達していない〕

A評価数	B評価数	C評価数	D評価数

【学位論文等審査委員】

主査

副査

副査

副査

人文社会科学部 臨床人間科学専攻 修士論文審査基準と DP（ディプロマ・ポリシー）の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力（深い知識、学問的な方法論） 2. 研究等遂行能力（学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、社会における役割や責任への自覚）	(1)論文テーマについて 論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。
1. 専門基礎能力（幅広い教養）、 2. 研究遂行能力（先行研究や実践事例をふまえ）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（多様性や異なる見解の尊重）	(2)先行研究や関連研究について 論文テーマにかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（倫理的配慮、協働と共生の志向）	(3)研究方法について 研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマに相応しい研究方法が採用され、文献・調査・実験・事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（積極的に対話を行い、社会に発信）	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献リファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。
2. 研究等遂行能力（課題を解決する独創的な研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、倫理的配慮、多様性や異なる見解の尊重）	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について 適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見などに何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

人文社会科学部 比較地域文化専攻 修士論文審査基準と DP（ディプロマ・ポリシー）の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力（深い知識、学問的な方法論）、 2. 研究等遂行能力（学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、社会における役割や責任への自覚）	(1)論文テーマについて 当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。
1. 専門基礎能力（幅広い教養）、 2. 研究遂行能力（先行研究や実践事例をふまえ）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（多様性や異なる見解の尊重）	(2)先行研究や関連研究について 研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握・整理し、自己の議論の展開のために有効に用いているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、	(3)研究方法について 収集したデータや資料にオリジナリティがあり、修得した専門的なスキルを応用して、対象作品や資料の細部の読みや分析を緻密に重ね合わせているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（積極的に対話を行い、社会に発信）	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明晰に表現されているか。
2. 研究等遂行能力（課題を解決する独創的な研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題の解決に展開しうる、倫理的配慮、多様性や異なる見解の尊重）	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について 収集したデータや資料、対象作品が適切に分析・実証されるとともに、設定されたテーマに対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

人文社会科学部 経済専攻 修士論文審査基準と DP（ディプロマ・ポリシー）の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力（幅広い教養と深い知識、学問的な方法論）、 2. 研究等遂行能力（学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 4. 社会への発信と貢献（自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元する）	(1)論文テーマについて 論文テーマが、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、および/あるいは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた社会的意義に基づき、設定されているか。
1. 専門基礎能力（幅広い教養と深い知識）、 2. 研究遂行能力（先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）	(2)先行研究や関連研究について 論文テーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究についての的確にサーベイされ、自らの問題意識に基づいて理解されているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）	(3) 研究方法について 研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマの研究に際して、相応しい研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法が用いられており、それに基づき、具体的な分析・考察がおこなわれているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）	(4)論文の記述と構成について 引用、注、図表、文献リファレンスなどの処理、結論に至るまでの論理的な章立て、結論までの論理的な記述が、適正かつ十分におこなわれているか。
2. 研究等遂行能力（課題を解決する独創的な研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力）、 4. 社会への発信と貢献（自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元することができる）	(5)論文の独自の価値（オリジナリティ）について テーマ、問題設定、分析方法、ないし結論等において、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

8. 静岡大学人文社会科学部研究科（修士課程）特定の課題についての研究の成果審査基準

令和3年2月15日 研究科教授会 承認

I 共通事項

- 1 特定の課題についての研究の成果の報告の方法と報告書の題目は、所定の期日までに提出し、指導教員の確認を得る。
- 2 特定の課題についての研究の成果は、主査1人、副査2人以上、計3人以上により審査する。
- 3 評価は、以下に各専攻があげる5項目全てがC評価以上であることをもって合格とする。
 - (1) A：優れている。
 - (2) B：良好である。
 - (3) C：一定の水準に達している。
 - (4) D：水準に達していない。
- 4 特定の課題についての研究の成果は、課題に応じた適切な方法で広く公開する。

II 審査基準

1 臨床人間科学専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

審査委員には、特定の課題についての研究の成果報告書提出者の研究分野と隣接あるいは異なる分野を専門とする審査委員を含めるよう配慮し、多様な立場から適切な研究がなされているかどうかを判断するものとする。なお、特定の課題についての研究の成果報告書提出後の最終試験（口頭試験）については、適正かつ公正な審査を堅持するため広く公開して実施するものとするが、当該試験における質疑応答の結果も参考とし、最終的な合否判断を行う。

(1) 特定の課題についての研究の研究課題について

研究課題が、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。

(2) 先行研究や関連研究について

研究課題にかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。

(3) 研究方法について

研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定した研究課題に相応しい研究方法が採用され、研究課題に関連する既存の実践事例や歴史、法的・制度的背景、現状と課題、当該研究課題において展開された実践事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。

(4) 特定の課題についての研究の成果の報告の方法と報告書の記述と構成について

成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか、また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。

(5) 研究課題の独自の価値（オリジナリティ）について

適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、対象、方法、成果などに、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

2 比較地域文化専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

(1) 特定の課題の研究の研究課題について

当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野から、社会的意義や学術的意義をふまえた設定になっているか。

(2) 先行研究や関連研究について

研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研究を、当該領域における適切な問題意識をもって総合的に把握・整理し、自己の議論の展開のために有効に用いているか。 ※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。

(3) 研究方法について

研究課題に関わるデータや資料、対象作品の収集、および関連する実践事例などについての情報収集が十分に行われ、修得した専門的なスキルを応用して、それらが適切に分析、もしくは論証されているか。

(4) 特定の課題の研究成果報告書の論述について

成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか、また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ明晰に表現されているか。

(5) 特定の課題の研究の独自の価値について

収集したデータや資料、対象作品、および実践事例の情報が適切に分析・検証されるとともに、設定された研究課題に対して、異なる見解を尊重しつつ、独自の視点から思考がなされているか。

3 経済専攻

次の5つの基準により、学位論文等として適格であるかどうか審査を行う。

(1) 論文テーマについて

論文のテーマが、当該領域の専門的な知識や方法をふまえた学術的意義、および/あるいは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた社会的意義に基づき、設定されているか。

(2) 先行研究や関連研究に関する理解について

論文のテーマにかかわる問題領域において、先行研究や関連研究についての的確にサーベイされ、自らの問題意識に基づいて理解されているか。

(3) 研究方法について

研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定したテーマの研究に際して、相応しい研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法が用いられており、それに基づき、具体的な分析・考察がおこなわれているか。

(4) 論文の記述について

引用、注、図表、文献レファレンスなどの処理、結論に至るまでの論理的な章立て、結論までの論理的な記述が、適正かつ十分におこなわれているか。

(5) 論文の独自の価値（オリジナリティ）について

テーマ、問題設定、分析方法、ないし結論等において、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

人文社会科学部 臨床人間科学専攻 特定の課題についての研究 の成果審査基準とDP（ディプロマ・ポリシー）の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力（深い知識、学問的な方法論）、 2. 研究等遂行能力（学術的又は実践的な課題に対して、 先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題 の解決に展開しうる、社会における役割や責任への 自覚）	(1)特定の課題についての研究の研究課題について 研究課題が、当該領域の専門的知識や方法をふ まえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える 問題や職業人としての課題をふまえた実践的・ 社会的意義をそなえているか。
1. 専門基礎能力（幅広い教養）、 2. 研究遂行能力（先行研究や実践事例をふまえ）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現 の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（多様性や異なる見解の尊重）	(2)先行研究や関連研究について 研究課題にかかわる専門領域の先行研究や幅広 い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、 論の展開のために有効に用いられているか。※ 本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を 含む。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に 理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現 の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（倫理的配慮、協働と共生の志 向）	(3)研究方法について 研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定 した研究課題に相応しい研究方法が採用され、 研究課題に関連する既存の実践事例や歴史、法 的・制度的背景、現状と課題、当該研究課題に おいて展開された実践事例などの情報収集の方 法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適 切になされているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に 理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現 の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（積極的に対話を行い、社会に 発信）	(4)特定の課題についての研究の成果の報告の方 法と報告書の記述と構成について 成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法 を採用しているか、また、報告書の記述や構成 において、引用、注、図表、文献レファレンス などの処理が適切になされ、問題提起から結論 に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備 え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。
2. 研究等遂行能力（課題を解決する独創的な研究又は 専門職としての高度な実践活動を遂行）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題 の解決に展開しうる、倫理的配慮、多様性や異なる 見解の尊重）	(5)研究課題の独自の価値（オリジナリティ）に ついて 適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成 果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、 分析方法、研究知見成果などに、何らかの独自 の価値や意義が見出されるか。

人文社会科学部 比較地域文化専攻 特定の課題についての研究 の成果審査基準とDP（ディプロマ・ポリシー）の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力（深い知識、学問的な方法論）、 2. 研究等遂行能力（学術的又は実践的な課題に対して、 先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題 の解決に展開しうる、社会における役割や責任への 自覚）	(1)特定の課題についての研究の研究課題について 当該領域における研究蓄積を考慮した上で、地 域社会もしくは国際社会に立脚した広い視野か ら、社会的意義や学術的意義をふまえた設定に なっているか。
1. 専門基礎能力（幅広い教養）、 2. 研究遂行能力（先行研究や実践事例をふまえ）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現 の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（多様性や異なる見解の尊重）	(2)先行研究や関連研究について 研究をすすめるうえで必要な先行研究や関連研 究を、当該領域における適切な問題意識をもっ て総合的に把握・整理し、自己の議論の展開の ために有効に用いているか。 ※本項にいう先 行研究や関連研究には実践研究を含む。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に 理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現 の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、	(3)研究方法について 研究課題に関わるデータや資料、対象作品の収 集、および関連する実践事例などについての情 報収集が十分に行われ、修得した専門的なスキ ルを応用してそれらが適切に分析、もしくは論 証されているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に 理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現 の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）、 4. 社会への発信と貢献（積極的に対話を行い、社会に 発信）	(4)特定の課題についての研究の成果の報告の方 法と報告書の記述と構成について 成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法 を採用しているか、また、報告書の記述や構成 において、引用、注、図表、文献リファレンス などの処理が適切になされ、問題提起から結論 に至るまでの論述と構成が一貫して論理的かつ 明晰に表現されているか。
2. 研究等遂行能力（課題を解決する独創的な研究又は 専門職としての高度な実践活動を遂行）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力）、 4. 社会への発信と貢献（現代社会や実践現場等の問題 の解決に展開しうる、倫理的配慮、多様性や異なる 見解の尊重）	(5)研究課題の独自の価値（オリジナリティ）に ついて 収集したデータや資料、対象作品、および実践事 例の情報が適切に分析・検証されるとともに、設 定された研究課題に対して、異なる見解を尊重し つつ、独自の視点から思考がなされているか。

人文社会科学部 経済専攻 特定の課題についての研究の 成果審査基準とDP（ディプロマ・ポリシー）の対応表

DP項目	審査基準
1. 専門基礎能力（幅広い教養と深い知識、学問的な方法論）、 2. 研究等遂行能力（学術的又は実践的な課題に対して、先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 4. 社会への発信と貢献（自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元する）	(1)特定の課題についての研究の研究課題について研究課題が、当該領域の専門的知識や方法をふまえた学術的意義、もしくは現代社会が抱える問題や職業人としての課題をふまえた実践的・社会的意義をそなえているか。
1. 専門基礎能力（幅広い教養と深い知識）、 2. 研究遂行能力（先行研究や実践事例をふまえた明確な問題意識）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）	(2)先行研究や関連研究について研究課題にかかわる専門領域の先行研究や幅広い関連研究が的確に言及され、正確に理解され、論の展開のために有効に用いられているか。※本項にいう先行研究や関連研究には実践研究を含む。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）	(3)研究方法について研究方法の正確かつ体系的理解をふまえ、設定した研究課題に相応しい研究方法が採用され、研究課題に関連する既存の実践事例や歴史、法的・制度的背景、現状と課題、当該研究課題において展開された実践事例などの情報収集の方法とそれらに基づいた分析、もしくは論証が適切になされているか。
1. 専門基礎能力（学問的な方法論を正確かつ体系的に理解し、身につけている）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力、対話と表現の能力、問題を整理し課題を管理して実行する能力）	(4)特定の課題についての研究の成果の報告の方法と報告書の記述と構成について成果の報告の方法が、研究課題に相応しい方法を採用しているか、また、報告書の記述や構成において、引用、注、図表、文献リファレンスなどの処理が適切になされ、問題提起から結論に至るまでの論述と構成が一貫性と論理性を備え、明解な表現と伝達方法が用いられているか。
2. 研究等遂行能力（課題を解決する独創的な研究又は専門職としての高度な実践活動を遂行）、 3. 汎用的能力（論理的及び批判的な思考力）、 4. 社会への発信と貢献（自らの研究や実践の成果を社会に発信し、還元することができる）	(5)研究課題の独自の価値（オリジナリティ）について適切な倫理的配慮、異なる見解の尊重、研究成果の限界をふまえつつ、問題設定、研究対象、分析方法、研究知見成果などに、何らかの独自の価値や意義が見出されるか。

9. 静岡大学人文社会科学研究科修士論文作成要領

平成10年2月19日制定

令和3年2月3日改正

修士論文は、「人文社会科学研究科学位論文等審査及び最終試験に関する要綱」に定めるもののほか、下記の要領で作成するものとする。

1 表 紙

正本の表紙には、所定の事項を記載した用紙を貼付する。なお、記載用紙は人文社会科学部学務係で配布する。

記載用紙様式

修 士 論 文	
題	目
(年号) ○○年度	
静岡大学大学院人文社会科学研究科○○○○専攻	
学籍番号	
氏	名
指導教員名	

2 規 格

A 4 判又は B 5 判の用紙を使用する。

3 本文書式等

- (1) 本文書式は、縦書き及び横書きのいずれでもよい。
ワープロ使用で、印刷用紙の上下、左右に 3 cm 以上の空白をとること。
- (2) 論文冒頭に目次を記し、各ページにはページ数を付すこと。
- (3) 本文枚数については、経済専攻は、400 字詰原稿用紙 50 枚以上とする。
臨床人間科学専攻及び比較地域文化専攻においては、指導教員と相談すること。

4 そ の 他

- (1) 修士論文は、正本 1 部のほか、副本は審査委員分を提出すること。なお、正本は綴じず別途、封筒に入れ、副本については黒厚紙で綴じ込んだ上、人文社会科学部学務係に提出すること。
- (2) 提出期限日の 21 時まで、人文社会科学部学務係に提出すること。
- (3) その他、不明のことは指導教員又は所属する専攻の大学院学務委員に尋ねて下さい。

10. 静岡大学人文社会科学研究科特定の課題についての研究の成果報告書作成要領

令和3年2月3日制定

特定の課題についての研究の成果の報告書は、「人文社会科学研究科学位論文等審査及び最終試験に関する要綱」に定めるもののほか、下記の要領で作成するものとする。

1 表 紙

正本の表紙には、所定の事項を記載した用紙を貼付する。なお、記載用紙は人文社会科学部学務係で配布する。

記載用紙様式

特定の課題についての研究の成果報告書
題 目
(年号) ○○年度
静岡大学大学院人文社会科学研究科○○○○専攻
学籍番号
氏 名
指導教員名

2 規 格

A 4 判又は B 5 判の用紙を使用する。

3 本文書式等

- (1) 本文書式は、縦書き及び横書きのいずれでもよい。
ワープロ使用で、印刷用紙の上下、左右に 3 cm 以上の空白をとること。
- (2) 成果報告書冒頭に目次を記し、各ページにはページ数を付すこと。

4 そ の 他

- (1) 成果報告書は、正本 1 部のほか、副本は審査委員分を提出すること。なお、正本は綴じず別途、封筒に入れ、副本については黒厚紙で綴じ込んだ上、人文社会科学部学務係に提出すること。
- (2) 提出期限日の 21 時まで、人文社会科学部学務係に提出すること。
- (3) その他、不明のことは指導教員又は所属する専攻の大学院学務委員に尋ねて下さい。

12. 「海外実習Ⅰ」「海外実習Ⅱ」の実施方法、単位認定等に関する要項

平成31年2月14日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、人文社会科学研究科規則別表Ⅰに規定する海外実習（海外実習Ⅰ及び海外実習Ⅱをいう。以下同じ）について、その実施内容・方法単位の認定、その他必要な事項について定める。

(科目の定義)

第2条 「海外実習」とは、人文社会科学研究科の学生が、海外において修める教育プログラムのうち、以下に掲げる基準に従って実施し、人文社会科学部国際連携推進委員会（以下「国際連携推進委員会」という。）の議を経て人文社会科学研究科学務委員会（以下「学務委員会」という。）が認定するものをいう。

(教育プログラムの学修時間)

第3条 「海外実習」として認める教育プログラムの学修時間については、各30時間以上を標準とする。なお、時間数は他の授業・実習の計算方法と同様、45分以上の授業・実習をもって1時間に換算することができる。

(教育プログラムの実施主体等)

第4条 「海外実習」として認める教育プログラムは、次の条件のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 海外の大学等の教育・研究機関又は民間語学学校が実施するもの。ただし、教育内容等が適切であると確認できる資料等の提出を要する。
- (2) 本学の教員又は海外の教育・研究機関等に所属する教育関係者が主催又は引率するもの。
- 2 NPO、NGO、宗教団体等が主催する海外ボランティア活動、海外インターンシップ等は、原則として、当該プログラムには含めない。

(科目の該当性判断)

- 第5条 教育プログラムの「海外実習」該当性の審査を行うため、当該審査を申請しようとする者（以下「プログラム認定申請者」という。）は、原則として、出発の2ヶ月前までに、所定の計画書並びに実施主体等及び教育プログラムの内容を確認できる資料（以下「計画書等」という。）を、学務係に提出しなければならない。なお、学生個人による申請の場合、提出前に、計画書に記載する「実習課題」及び「実習内容」について指導教員の承認を得、指導教員の署名・捺印のあるものを提出するものとする。
- 2 教育プログラムの「海外実習」該当性の審査は、提出された計画書等に基づき、国際連携推進委員会が行い、学務委員会で確認するものとする。
 - 3 科目該当性の審査の結果は、原則として、出発の1ヶ月前までにプログラム認定申請者に通知するものとする。

(単位認定)

第6条「海外実習」の単位認定は、当該教育プログラムの履修により、大学院の科目としてふさわしい「実習課題」を達成したものと認めることができるものにつき、国際連携推進委員会の議を経て学務委員会で行う。

(単位認定の手続き及び提出文書)

第7条 単位認定を行うため、「海外実習」に該当する教育プログラムを修了し、単位の認定を申請しようとする者は、帰国後1ヶ月以内に、次に掲げるものを、学務係に提出する。ただし、本学又は本学教員が主催又は引率する教育プログラムの場合は、当該教員が一括して申請することができる。

(1) 所定の単位認定申請書

(2) 修了証。ただし、修了証は、受入機関等の責任者・現地指導教員等による受講証明書や成績証明書等で代替できるものとする。

(3) レポート。なお、レポートは「実習課題」達成の裏付けとして、活動内容の報告と実習課題について学んだことを含めて2000字以上で書かれたものとする。学生個人による申請の場合、事前に指導教員による確認を得ることを要する。

2 単位の認定は、提出された申請書等に基づき、国際連携推進委員会にて審査を行い、学務委員会がこれを認定する。

(単位認定申請に際する注意事項)

第8条 修了する学期における実習は認めない。

2 1つの教育プログラムを、複数の「海外実習」科目で単位認定することはできない。ただし、提携校への長期留学などで、「海外実習」科目以外の科目への読み替えと合わせて行う場合については、この限りではない。

3 静岡大学の他の科目で単位認定された教育プログラムを、当該「海外実習」で重複して単位認定することはできない。

附 則

1. この要項は、平成31年4月1日から実施し、平成31年4月該当性審査の申請分から適用する。

13. 大学院インターンシップ単位認定に関する申合せ

令和2年3月13日 学務委員会

令和2年4月9日 研究科教授会

(趣旨)

- 1 この申し合わせは、本研究科学生（令和2年度以降入学学生。以下、学生とする）が、在学中に自らの将来のキャリアに関連した就業体験を行うことにより、職業に対する認識を深め、将来社会で働くための様々なキャリアに関する知識や技術等を習得することを目指したインターンシップを単位化し、学生の研究と社会実践の向上に資することを目的とする。

(申請手続き)

- 2 履修を願い出ることができる者は、令和2年度以降入学で、当該学生の指導教員、もしくは副指導教員等それに準ずる教員（以下、指導教員等とする）が適当と認めた者とする。
- 3 大学院インターンシップ単位認定にかかる活動として認められる活動は、申請に先立って指導教員等もしくは専攻内の世話人教員による活動内容の確認を行い、学務委員会の承認を得たものとする。なお、原則として、当該学生が雇用されている職場での就業をインターンシップとして認めることはできない。

(インターンシップの期間)

- 4 5日以上、計40時間以上行うものとする。ただし、受入先企業や機関等の専門性等により、学務委員会が特に実施を認めた場合は、この限りではない。

(受入先の選定基準)

- 5 企業や機関等から大学に届く募集要項又はハイパーキャンパス（静岡県経営者協会が作成しているHP）等から学生が希望する企業や機関等を選択し、指導教員等もしくは専攻内の世話人教員、ならびに申請をうけた学務委員会が公序良俗等を踏まえて総合的に判断する。

(成績評価の手続き)

- 6 受入先が提出する評価票及び学生が提出する実習録・体験レポート等をもとに学務委員会が審査する。レポートは2000字以上とし、インターンシップとして申請した活動の終了後2週間以内に学務係に提出する。成績は「認定」もしくは「履修取消」とする。

(単位数)

- 7 指導教員等もしくは専攻内の世話人教員による事前・事後指導及びインターンシップとして申請した活動をもって、2単位とする。

(修得単位の取り扱い)

- 8 修得単位は、自由単位として認定する。

(実施)

- 9 申合せの実施日は、令和2年4月1日とする。

14. 「臨床心理士」資格の取得について（臨床心理学コース）

臨床心理学コースの学生は、人文社会科学研究科規則第6条による所定の修了要件を満たすと共に、財団法人臨床心理士資格認定協会（以下、協会とする）が定める臨床心理士資格試験受験のための基礎資格の要件を満たす授業科目を必ず受講してください。

下記の協会指定科目と本学研究科の授業科目との対応表のとおり、必修科目16単位、A～E群の各群2単位の選択必修科目10単位の合計26単位を取得する必要があります。受講した際には修了時、申請に基づき臨床心理関係単位修得証明書を発行します。

協 会 指 定 科 目		本 学 研 究 科 の 授 業 科 目	単 位 数	備 考
必修科目（16＋7単位）				
必修 4単位	臨床心理学特論	臨床心理学特論（臨床心理学特論Ⅰ）	2	
		臨床心理学特論（臨床心理学特論Ⅱ）	2	
必修 4単位	臨床心理面接特論	臨床心理面接特論（心理支援に関する理論と実践）（臨床心理面接特論Ⅰ）	2	
		臨床心理面接演習（臨床心理面接特論Ⅱ）	2	
必修 4単位	臨床心理査定演習	臨床心理査定特論（心理的アセスメントに関する理論と実践）（臨床心理査定演習Ⅰ）	2	
		臨床心理査定演習（臨床心理査定演習Ⅱ）	2	
必修 2＋4単位	臨床心理基礎実習	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	協会指定より4単位多いが必ず履修すること
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1	
		臨床心理学外実習Ⅰ（心理実践実習Ⅰ）	4	
必修 2＋3単位	臨床心理実習	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅲ）	4	協会指定より3単位多いが必ず履修すること
		臨床心理実習Ⅱ	1	
選択必修科目（各群2単位以上合計10単位）				
A 群 2単位	心理学研究法特論	質的解析演習	2	
		質的調査演習	2	
	心理統計法特論	量的調査演習	2	
		計量分析演習	2	
	臨床心理学研究法特論	臨床心理学研究法Ⅰ	2	
B 群 2単位	発達心理学特論	発達心理学特論	2	非常勤
		認知心理学特論	2	非常勤
C 群 2単位	家族心理学特論	家族とジェンダーの福祉論	2	専攻必修 非常勤
		対人援助の倫理と法	2	
	臨床心理関連行政論	対人支援の社会学	2	
		コミュニティ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1	
		心の健康教育に関する理論と実践	1	
D 群 2単位	精神医学特論	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
	障害児（者）心理学特論	精神保健福祉特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	
		障害学特論	2	
E 群 2単位	心理療法特論	心理療法特論（パーソン・センタード・アプローチ）	1	非常勤
		行動療法特論	1	非常勤
		力動的アプローチ特論	1	非常勤
		家族心理臨床特論	1	非常勤
	グループ・アプローチ特論	グループ・アプローチ演習Ⅰ	2	
		グループ・アプローチ演習Ⅱ	2	

* 協会指定の必修科目は、臨床心理士養成のための特別の授業であり、授業で取り上げる事例のプライバシー保護の理由から、これらの科目の履修については臨床心理学コースの学生に限られます。E群の科目についても、対人援助専門職を目指すなど一定の要件を備えた者を対象とします

※（ ）内は科目の副題を示す。

15. 「公認心理師」資格の取得について

1) 公認心理師資格を取得するためには、次の3つのいずれかの方法により公認心理師試験（国家試験）の受験資格を取得し、当該試験に合格することが必要です。

- ① 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、かつ、大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めてその課程を修了する
- ② 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、文部科学省・厚生労働省が審査・認定するプログラムにのっとって業務が実施されている施設（今後、主に法務省関連の施設等が認定されると思われます）において心理に関する支援の業務に2年間以上従事する
- ③ 上記の条件を満たす者と同等以上の知識及び技能を有すると認定された者

2) 本学での「大学院における心理学その他の公認心理師となるために必要な科目」は下表のとおりであり、全ての科目を修得する必要があります。

公認心理師法施行規則 第二条	人文社会科学研究科での科目	備 考
保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	
福祉分野に関する理論と支援の展開	精神保健福祉特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	
教育分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開	
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	
心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定特論（心理的アセスメントに関する理論と実践）	
心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論（心理支援に関する理論と実践）	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	コミュニティ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	
心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	
心理実践実習（実習の時間が四百五十時間以上のものに限る。）	臨床心理学外実習Ⅰ（心理実践実習Ⅰ） 臨床心理学外実習Ⅱ（心理実践実習Ⅱ） 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅲ）	三科目の修得が必要

参照：厚生労働省HP「公認心理師」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

16. 「専門社会調査士」資格の取得について

臨床人間科学専攻の学生は、以下の要件を満たすことによって、「一般社団法人社会調査協会」が認定する「専門社会調査士」資格を取得することができます。なお、「専門社会調査士」資格を取得するには、学部レベルの「社会調査士」資格が必要ですが、「社会調査士」資格と「専門社会調査士」資格とを同時に取得することも可能です。

1) 既に学部レベルの「社会調査士」資格を取得している場合

①以下の3科目の単位を取得すること

機 構 指 定 科 目		本学開講科目	備 考
H	調査・企画設計に関する科目	量的調査演習	
I	多変量解析に関する科目	計量分析演習	
J	質的調査法に関する科目	質的調査演習	

②社会調査結果を用いた研究論文（修士論文を含む）を執筆すること

③認定審査手数料として、3万円（＋消費税）が必要

2) 学部レベルの「社会調査士」資格を同時取得する場合

①上記の①②の要件を満たすこと

②人文社会科学部で開講されている以下の科目の単位を取得すること

機 構 指 定 科 目		本学開講科目	備 考
A	調査の基本事項に関する科目	社会調査入門	社会学科科目
B	調査設計・実施に関する科目	量的調査法演習 I	社会学科科目
C	データ分析に関する科目	統計・データ解析 I（心理学統計法 I）（集中講義）	社会学科科目
D	統計学に関する科目	統計・データ解析 II（心理学統計法 II）	社会学科科目
E	量的データ解析に関する科目	計量社会学演習（隔年間講） 心理学研究法 II	社会学科科目 *
F	質的分析方法に関する科目	質的調査法演習	社会学科科目 *

* EとFは、いずれか1科目を選択

③認定審査手数料として、4万円（＋消費税）が必要

※「社会調査士」資格を取得する場合の学部履修科目は、上記以外の科目で代替できる場合があります。そのことも含め、「専門社会調査士」資格の取得を希望する学生は、認定機構との連絡責任者（吉田崇教員）と必ず相談すること。

17. 大学院生の人文社会科学部棟及び共通教育L棟の 閉棟時間帯における入棟に関する事項

(平成9年4月17日制定)

(平成31年3月14日改正)

- 1 人文社会科学研究科大学院生（以下、大学院生という。）の閉棟時間帯における入棟は、人文社会科学部棟管理・使用等要項第5項により、特別の場合を除き制限しない。
- 2 大学院生（臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻）については、学生証が人文社会科学部A棟出入口入棟用カード（以下、学生証兼カードという。）を兼ねる。大学院生（経済専攻）については、学生証が共通教育L棟0階出入口入棟用カード（以下、学生証兼カードという。）を兼ねる。
- 3 学生証兼カードの利用に関して下記の事項を遵守すること。
 - (1) 学生証兼カードは、絶対に紛失、破損しないように保管すること。もしも紛失、破損した場合にはすみやかに人文社会科学部学務係に届け出ること。なお、その場合、大学院生は、紛失、破損等に係わる費用を弁償しなければならない。
 - (2) 学生証兼カードを他人に転貸してはならない。学生証兼カードの不正利用があった者に対しては、閉棟時間帯における入棟を認めないことがある。
 - (3) 学生証兼カード利用期間は大学院在籍の期間とする。大学院生は、大学院修了予定年度の修了式までに学生証兼カードを人文社会科学部学務係に返還すること。
 - (4) 大学院生は、毎年度の大学院ガイダンス時に、学生証兼カードの保管状況について、大学院学務委員から点検を受けること。

18. 長期にわたる教育課程の履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第37条及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定。以下「規則」という。）第11条の2に規定する長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）について必要な事項を定める。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

(申請手続等)

第3条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1か月前まで（入学予定者にあつては、別に定める日）に所属の学部長又は研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における申請はできない。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 理由書（別紙様式2）
- (3) 履修計画書（履修計画・研究計画）（別紙様式3）
- (4) 在職証明書（在職者のみ）
- (5) その他必要とする書類

(許可)

第4条 長期履修の許可等は、当該教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書（別紙様式4）により通知するものとする。

(授業料)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料は、別に定める。

(長期履修の期間)

第6条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち、長期履修学生として認められた者については、学則第28条に定める修業年限及び規則第8条に定める標準修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数を限度とする。

(長期履修学生の在学期間)

第7条 学則第4条に定める学部にあつては、長期履修学生の在学期間は、12年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に既在学年数及び4年を加えた年数を超えることはできない。

2 規則第4条第1項に定める修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては、長期履修学生の在学期間は6年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあつては、9年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に、修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあつては既在学年数及び2年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあつては既在学年数及び3年を加えた年数を超えることはできない。

(在学期間の変更)

第8条 長期履修学生が、在学期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を、許可を受けようとする学年開始の1か月前までに当該教授会又は研究科委員会の議を経て、学長に提出しなければならない。ただし、長期履修学生の在学期間の変更は1回限りとし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における延長の申し出はできない。

(1) 長期履修学生在学期間変更願(別記様式5)

(2) その他必要とする書類

(履修登録単位数の上限)

第9条 長期履修学生(学部学生に限る。)の授業科目の履修登録単位数の上限は、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則(平成24年11月21日制定)の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、静岡大学全学教務委員会及び静岡大学大学院教務・入試委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月15日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規程による改正後の第6条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月18日規則第89号)抄

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月20日規程第81号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月21日規程第54号)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に長期履修学生として認められた者については、この規程による改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

19. 静岡大学大学院人文社会科学研究所規則第7条、第8条、第9条、第11条及び第12条第2項の運用に関する申し合わせ

(令和3年2月15日 研究科教授会承認)

【他の研究科及び他の大学院の授業科目履修の手続き】

1. 人文社会科学研究所規則（以下「研究科規則」という。）第7条の規定により、他の研究科及び他の大学院（外国の大学院を含む。）で開講する授業科目を履修しようとする学生（以下、「申請者」という。）は、原則として学期の始め（本学大学院の他の研究科については履修申告提出期限まで）までに、他研究科授業科目履修願等により本研究科の研究科長に申請するものとする。
2. 申請の対象とすることができる他の大学院の授業科目は、単位互換協定締結大学及び大学間・部局間交流協定締結大学に限る。ただし、情報通信メディアを利用した授業についてはその限りではない。
3. 教育上有益との判定の事務は、指導教員の確認等に基づき学務委員会が行う。
4. 他の研究科及び単位互換協定締結大学の授業を履修する場合は、研究科長は、当該研究科等と協議の上履修を依頼する。なお、協議により履修が許可された場合の他の研究科等への履修に係る手続きは、申請者が行う。
5. 大学間・部局間交流協定締結大学の授業及び情報通信メディアを利用した授業を履修する場合は、原則として研究科長による当該研究科等との協議及び履修依頼は行わず、申請者自身が履修に係る必要な手続きを行うものとする。なお、研究科長による履修依頼等が必要とされる場合は、その旨申請の際に申し出ることとする。
6. 他研究科授業科目履修願は、当該研究科の名称、履修希望の授業科目名、単位数、期別、曜日・時限、講義担当教員名等を記載したものとし、別に定める。単位互換授業科目履修願は、当該研究科の名称、履修希望の授業科目名、担当教員名、単位数、学期、曜日、時限等必要な事項を記載したものとし、別に定める。外国の大学院及び情報通信メディアを利用した大学院の授業を履修する場合は、当該大学院・研究科の名称・所在地、履修希望の授業科目名、担当教員名、単位数（時間数）、授業内容等、申請に必要な事項を記載したものとする。
7. 修了要件単位等としての認定は、本申合せの【単位認定の手続き】によるものとする。

【他の研究科又は他の大学院等における研究指導を受ける手続き】

1. 他の研究科で、研究指導を受けようとする学生は、事前に指導教員と協議した上で、原則として学期の始めまでに、他研究科研究指導願を本研究科の研究科長に提出するものとする。
2. 研究科規則第8条の規定により、他の大学院又は研究所等で、研究指導を受けようとする学生は、事前に指導教員と協議した上で、原則として学期の始めまでに、大学院特別研究派遣学生申請書を本研究科の研究科長に提出し、静岡大学大学院特別研究派遣学生規程に定める所定の手続きを経るものとする。
3. 教育上有益との判定の事務は、指導教員及び学生の所属する専攻の確認等に基づき学務委員会が行う。
4. 他研究科研究指導願は、当該研究科等の名称、研究指導の名称、研究指導担当教員等の氏名、研究指導内容を記載したものとし、大学院特別研究派遣学生申請書は、静岡大学大学院特別研究派遣学生規程に定める内容を記載したものとする。

【入学前の既修得単位の認定等に関する手続き】

1. 研究科規則第9条の規定により、本研究科に入学する前の既修得単位の認定を受けようとする学生は、入学後所定の期日までに、入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書に成績証明書その他必要書類を添えて、本研究科の研究科長に提出するものとする。
2. 入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書は、授業を履修した大学院の名称（研究科等の名称を並記すること）、授業科目名、単位数、評価、履修期間、講義担当教員名等を記載したものとし、別に定める。
3. 教育上有益との判定の事務は、指導教員の確認等に基づき学務委員会が行う。
4. 修了要件単位等としての認定は、本申合せの【単位認定の手続き】によるものとする。

【単位認定の手続き】

研究科規則第7条及び第9条によって履修した授業科目の単位を、本研究科の修了の要件となる単位等として認定するための手続きは、次のとおりとする。

1. 以下に掲げる科目については認定しない。
 - ・ 特別演習
 - ・ 実習
 - ・ インターンシップ
2. 修了要件となる授業科目か否かの判定は学生の入学年度の研究科規則別表Ⅰ及びⅡにもとづいて行う。
3. 同別表に記載のない本研究科の旧カリキュラムの開講科目、他の研究科及び他の大学院の授業科目については、単位数及び授業内容から、同別表に記載された科目に読み替えることができる場合は、読み替えた科目を履修したものとして認定し、履修したカリキュラム年度、他の研究科又は他の大学院の名称を括弧書きで併記して学籍簿に記載する。読み替えの可否の判定の事務は、双方のカリキュラムマップ、シラバス等の資料、読み替える授業科目の担当教員の意見等を参考に、学務委員会が行う。
4. 読み替え科目がない場合でも、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等に照らして適切な場合には、別表Ⅱに定める自由科目の修了要件単位数の3分の2を超えない範囲で自由科目を履修したものとして認定することができる。また、自由科目の要件単位数の3分の2を越える場合も、資格要件等で履修の証明が必要な場合等、元の科目名を、履修した研究科等の名称を併記して、修了要件外の科目（その他）として学籍簿に記載することができる。これらの判定の事務は、双方のカリキュラムマップ、シラバス等の資料を参考に、学務委員会が行う。
5. 読み替えられた場合も含め、同一の修了要件科目を修了要件単位として複数回認定することはできない。資格要件等で必要な場合は、修了要件外の科目（その他）として学籍簿に記載する。
6. 履修した授業科目の成績評価の記載に際しては、「認定」とする。

【社会人リカレント修士学生における在学期間の認定】

1. 研究科規則第12条第2項に定める基準をみたとすることで、1年又は半年の在学期間の認定を受け、実質的に1年又は1年半の在学期間で修了することができる制度を「社会人リカレント修士学生における在学期間の認定」という。
2. 同項の規定による「既修得単位10単位以上」の判定は入学年度の研究科規則別表ⅠおよびⅡに基づいて行う。（読み替えを要する場合も同様とする。また、読み替え科目がない場合に自由科目として認定されるものを含むことができる。）

3. 「別に定める基準」として、既修得単位に「研究法」区分の科目2単位以上を含むこととする。
4. 「社会人リカレント修士特別選抜」により合格した学生には、この制度が適用されるものとする。
5. 同特別選抜は、12条2項に定める上記の基準を入学時点で満たすことを要件とする。
6. 上記の要件判定のための事務は、読み替えを要する場合も含めて入試実施年度の学務委員会にて行い、入学後の事務手続きを改めて行うことを要しない。(ただし、教授会による認定の審議は入学後に行う。)
7. 本制度適用学生は、入学時には1年次生として入学し、1年間又は1年半の在学期間を経過した後、在学期間を除く修了要件をみたしたとき、1年又は半年の在学期間の認定を受け、修了することができる。
8. 修了要件をみたすまでは通常学生と同様、留年による在学期間の延長は2年間まで、休学による在籍期間の延長は2年間まで認められ、長期履修制度の申請については、原則として1年を超えない範囲で標準修業年限の延長を申請をすることができる。

【特定の課題についての研究の成果の提出】

1. 本研究科における「特定の課題についての研究」とは、実践的な課題の解決のために専門職業人として実践活動を展開している者が、人文社会科学の専門的知識と方法論に基づきその実践活動の高度化を達成することをいう。
2. 「特定の課題についての研究の計画」により「研究法」の成績の評価を受け、合格した者（「社会人リカレント修士特別選抜」において入学前に科目等履修生として同科目を履修し合格した場合を含む）は、研究科規則第11条に定める「特定の課題についての研究の成果」を提出することができる。

附 則

1. この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1. この申合せは、平成26年4月1日から施行する。
2. 平成25年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

附 則

1. この申合せは、令和3年4月1日から施行する。
2. 令和2年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

20. 静岡大学大学院学生の学部授業受講に関する申合せ

平成19年1月17日教育研究評議会承認

平成24年3月14日一部改正

平成25年3月19日一部改正

平成26年2月19日一部改正

平成29年3月14日一部改正

(趣旨)

第1 この申合せは、本学大学院学生の学部又は大学教育センターが開講する教職等の資格取得及び静岡大学防災マイスターの称号を受けるため（以下「資格取得等」という。）に必須の授業科目の受講並びに本学大学院留学生の大学教育センターが開講する留学生科目及び日本語・日本文化研修科目の受講に関し、必要な事項を申し合わせる。

(受講資格)

第2 本学大学院修士課程に在学する学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、授業科目の受講を願い出ることができる。

- (1) 受講する授業科目は、当該学生が所属する研究科（総合科学技術研究科においては専攻）の基礎となる学部又は大学教育センターが開講し、当該学生が別表で定める期日までに取得しなかった不足単位を補うものであること。ただし、静岡大学防災マイスターの称号を受けるために受講する授業科目は、この限りではない。
- (2) 受講する授業科目の総単位数は、16単位を超えない範囲とし、当該学生が、その範囲内において資格取得等が可能であること。ただし、教育学研究科の小学校免許取得プログラムに関しては、別に定める。
- (3) 受講する授業科目は、当該学生の指導教員及び当該学生が所属する研究科の長が、当該学生の資格取得等のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであること。

第3 第2に規定する受講資格にかかわらず、本学大学院に在学する留学生は、大学教育センターが開講する留学生科目及び日本語・日本文化研修科目の授業科目の受講を願い出ることができる。ただし、受講する授業科目の総単位数は、第2に規定する科目を除き20単位を超えない範囲とし、当該留学生の指導教員及び留学生が所属する研究科の長（自然科学系教育部に所属する場合は、自然科学系教育部長）が、当該留学生の日本語教育のために必要であると認め、当該授業科目の授業担当教員が受講を認めたものであることとする。

(実習科目の受講)

第4 資格取得等に係る教育実習、博物館実習等の実習科目については、当該学生が所属する研究科の長の申し出により、当該実習科目の授業担当教員（教育実習の場合は受入れ学校長）が特別に認めた場合に限り、当該実習科目を開講する部局の長は、受講を許可することができる。

(成績)

第5 受講した科目の成績は、大学院の成績簿に記載する。

(修得単位の取扱い)

第6 本申合せにより修得した単位は、大学院の課程を修了するための単位に算入しない。

(証明書の発行)

第7 資格取得等の申請に必要な単位取得証明書は、大学院の成績簿に基づき学長又は研究科の長が発行する。

(実施日)

第8 この申合せの実施日は、平成29年4月1日とする。

別表

研 究 科 名	研 究 科 で 定 め る 期 日
人文社会科学研究科	大学院入学日
教育学研究科	大学院1年次後学期開始日
情報学研究科	大学院入学日
理学研究科	大学院入学日
工学研究科	大学院入学日
農学研究科	大学院入学日
総合科学技術研究科	大学院入学日

21. 静岡大学人文社会科学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ

令和2年2月13日 研究科教授会承認

(趣旨)

- 1 静岡大学学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ（平成18年6月14日制定）に基づき、人文社会科学部（地域創造学環を含む。以下同じ。）学生の大学院の授業科目の受講に関し必要な事項を定める。

(受講資格)

- 2 大学院の授業科目を受講することができるのは、人文社会科学研究科への入学試験に合格している人文社会科学部4年生又は入学を志望している人文社会科学部4年生で、3年次終了時点の修得単位が110単位以上かつGPA値が3.0以上の者とする。

(受講手続き)

- 3 人文社会科学研究科における授業科目の受講を希望する者は、別紙申請書により受講申請を行うものとする。
- 4 指導教員及び人文社会科学部長は申請者の受講を教育・研究上有益と認めた場合は、受講可能授業科目担当教員（以下「授業担当教員」という。）の承認を得た上で、人文社会科学研究科長に推薦し、人文社会科学研究科長が受講を許可する。

(受講可能授業科目)

- 5 受講できる授業科目は、人文社会科学研究科が設置する臨床人間科学専攻・比較地域文化専攻・経済専攻の3専攻の中から、受講学生が進学を希望する専攻が前期又は後期にそれぞれ開講する導入的な授業科目とし、別表のうちから選択した6単位以内とする。

(受講証明)

- 6 人文社会科学研究科長は、受講した授業科目の試験に合格した学生の単位の認定を、学部生としての在学期間中には行わず、別紙「大学院授業受講証明書」を受講学生に発行するものとする。

(成績評価)

- 7 受講学生の成績評価については、人文社会科学研究科における評価基準（「秀」・「優」・「良」・「可」の評語）とし、人文社会科学研究科長は授業担当教員から提出された成績評価について管理するものとする。

(単位の認定)

- 8 単位の認定は、大学院授業科目早期受講学生が、大学院入学後に当該科目の受講証明書を添えて既修得単位の認定を申し出ることにより、大学院入学年度における単位として認定する。
- 9 認定する単位は、当該学生が大学院に入学した年度の前年度に受講した単位に限るものとし、成績の評価は、前年度に提出された成績評価（「秀」・「優」・「良」・「可」の評語）とする。

(授業の開講)

- 10 受講可能授業科目として指定された授業科目であっても、大学院学生の受講希望者がいない場合には、当該授業科目は開講しない。

(附記)

この申し合わせは、令和2年4月1日から実施する。

〈臨床人間科学専攻〉 早期履修対象科目一覧

授 業 科 目 名	単位数	開講様式等	備 考
総合講義			
臨 床 人 間 科 学	2	専攻導入必修科目	
対 人 援 助 の 倫 理 と 法	2	専攻導入必修科目	前期開講「臨床人間科学」を履修済みであること
研究法			
臨 床 心 理 学 研 究 法 I ・ II	2		
臨 床 人 間 学 研 究 法 I ・ II	2		
臨 床 社 会 学 研 究 法 I ・ II	2		
臨 床 身 体 運 動 学 研 究 法 I ・ II	2		
専攻共通			
質 的 調 査 演 習	2		「質的調査演習」を履修済みであること
質 的 分 析 演 習	2		
量 的 調 査 演 習	2		
計 量 分 析 演 習	2		
実 験 研 究 法 演 習	2		
運 動 生 理 測 定 法 演 習	2		
臨床心理学コース			
コミュニティ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）／心の健康教育に関する理論と実践	1 + 1	各 1 単位科目（2 科目併せて履修が望ましい）	偶数年度隔年開講
臨 床 心 理 学 講 読 演 習 I	2		
臨 床 心 理 学 講 読 演 習 II	2		
発 達 心 理 学 特 論	2	集中講義・非常勤	奇数年度隔年開講
認 知 心 理 学 特 論	2	集中講義・非常勤	偶数年度隔年開講
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		
精神保健福祉特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		奇数年度隔年開講
臨床人間科学コース			
ヒューマン・ケアと医療の倫理学			
臨 床 倫 理 学 演 習 I ・ II			

授 業 科 目 名	単位数	開講様式等	備 考
社 会 倫 理 学	2		
徳 倫 理 学 演 習 I ・ II	2		
臨 床 社 会 心 理 学 演 習 I ・ II	2		
ス ポ ー ツ 健 康 科 学 特 論	2		
障 害 学 特 論	2	集中講義・非常勤	奇数年度隔年開講
対 人 支 援 の 社 会 学	2	集中講義・非常勤	偶数年度隔年開講
自 己 と 社 会 変 動 論	2		奇数年度隔年開講
教 育 臨 床 の 社 会 学	2		偶数年度隔年開講
社 会 的 不 平 等 論 演 習 I ・ II	2		
家 族 と ジ ェ ン ダ ー の 社 会 学	2		奇数年度隔年開講
リ プロ ダ ク シ ョ ン の 社 会 学	2		偶数年度隔年開講
地 域 と 共 生 の 社 会 学	2		
地 域 マ ネ ジ メ ン ト 演 習 I ・ II	2		
ス ポ ー ツ プ ロ モ ー シ ョ ン 特 論	2		
健 康 ス ポ ー ツ 社 会 科 学 演 習 I ・ II	2		

〈比較地域文化専攻〉 早期履修対象科目一覧

授 業 科 目 名	単 位 数
総合講義	
社 会 変 動 と 思 想	2
言 語 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	2
日 本 文 化 事 情	2
歴史・文化論コース	
古 代 ギ リ シ ア の 思 想 と 文 化	2
宗 教 と 倫 理	2
女 性 と 生 命	2
社会主義圏における民族問題と文化変容	2
多 文 化 社 会 論	2
東 ア ジ ア 地 域 社 会 論	2
日 本 中 世 の 環 境 と 文 化	2
日 本 近 世 の 法 と 社 会	2
近 現 代 中 国 の 社 会 と 文 化	2
近 代 イ ギ リ ス の 社 会 と 宗 教	2
中 世 ヨ ー ロ ッ パ の 文 化 と 社 会	2
弥 生 時 代 の 文 化 と 社 会	2
旧 石 器 時 代 の 文 化 と 社 会	2
東 海 地 域 の 自 然 と 文 化	2
言語文化論コース	
日 本 近 世 言 語 文 化 研 究	2
日 本 近 代 文 化 テ ク ス ト 研 究	2
中 国 古 代 文 芸 思 想 研 究	2
中 国 近 現 代 文 芸 思 潮 研 究	2
中 世 ヨ ー ロ ッ パ 文 化 研 究	2
ア メ リ カ 文 学 研 究	2
現 代 ド イ ツ 文 学 研 究	2
フ ラ ン ス 近 現 代 の 芸 術 と 文 化	2
生 成 統 語 論	2
中 国 語 学 基 礎 論	2
現 代 ド イ ツ 語 文 法 論 ・ 意 味 論 研 究	2
日 独 語 対 照 研 究	2
日 本 語 学 研 究 法	2
言 語 と 性	2
言 語 変 化 と 言 語 理 論	
北 米 イ ン デ ィ ア ン 諸 語 研 究	2
日 韓 比 較 文 化 論	2
ス ペ イ ン ・ ラ テ ン ア メ リ カ 文 化 研 究	2
ス ペ イ ン 文 化 研 究	2

〈経 済 専 攻〉 早期履修対象科目一覧

授 業 科 目 名	単 位 数
国際経営コース	
企 業 情 報 シ ス テ ム	2
経 営 戦 略 論	2
マ ー ケ テ ィ ン グ 戦 略	2
市 場 経 済 と 規 制	2
計 量 経 済 学	2
会 計 学	2
税 務 会 計 論	2
経 済 情 報 シ ス テ ム	2
多 国 籍 銀 行 論	2
ア ジ ア 経 済 論	2
国 際 貿 易 論	2
マ ク ロ 経 済 動 学	2
地域公共政策コース	
経 済 統 計 分 析	2
政 策 シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 論	2
経 済 政 策 シ ス テ ム	2
都 市 と 地 域 の 経 済 学	2
自 治 体 財 政 論	2
地 域 政 策 論	2
現 代 日 本 経 済 社 会 論	2
地 域 統 合 論	2
環 境 政 策 論	2
財 政 学	2
現 代 産 業 論	2
社 会 保 障 論	2
地 域 経 営 論	2

22. 静岡大学大学院第一種奨学金返還免除に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡大学（以下「本学」という。）における大学院第一種奨学金返還免除に関し、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日法律第94号。以下「法」という。）、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第23号）及び貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第6号。以下「貸与奨学規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(返還免除の願出)

第2条 法第16条の規定に基づき、第一種奨学金の返還免除を希望する者は、業績優秀者返還免除申請書（以下「申請書」という。）等の関係書類を在籍する研究科（総合科学技術研究科にあっては専攻）又は自然科学系教育部の長（以下「研究科長等」という。）に提出する。

(候補者の推薦)

第3条 研究科長等は、前条の願出を受理したときは、教授会（総合科学技術研究科にあっては専攻会議）の意見を聴いて、次に掲げる申請書類を添付し、学長に推薦するものとする。

- (1) 申請書
- (2) 推薦理由書
- (3) 修士課程・専門職学位課程・博士課程別の推薦順位を付した推薦名簿

(選考手続)

第4条 学長は、前条により推薦のあった候補者を、次条に定める大学院第一種奨学金返還免除選考委員会の議を経て、独立行政法人日本学生支援機構に推薦する。

(選考委員会)

第5条 本学に、大学院第一種奨学金返還免除に関し、必要な事項を調査審議するため、大学院第一種奨学金返還免除選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事又は副学長のうち学長が指名した者
- (3) 人文社会科学研究科長、教育学研究科長、総合科学技術研究科長、光医工学研究科長及び自然科学系教育部長
- (4) 大学院総合科学技術研究科各専攻長
- (5) その他学長が必要と認めた者

3 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

5 選考委員会に副委員長を置き、委員のうちから、学長が指名する者をもって充てる。

6 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 選考委員会は、第1項の調査審議を行うに当たっては、返還の免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、貸与奨学規程第47条の規定に基づき、候補者の選考を行う。

(選考委員会の議事)

第6条 選考委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 選考委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選考委員会の代理者)

第7条 第5条第2項第3号、第4号又は第5号の委員が、やむを得ない事由により選考委員会に出席できないときは、その代理者を定め、委員長の承認を得て会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(作業部会)

第9条 選考委員会に、審議を円滑に遂行するため、作業部会を置く。

2 作業部会は、全学学生委員会をもってこれに充てる。

3 この規程に定めるもののほか、作業部会に関し、必要な事項は、全学学生委員会において定める。

(事務)

第10条 大学院第一種奨学金返還免除の事務は、学務部学生生活課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、大学院第一種奨学金返還免除に関し、必要な事項は、選考委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月1日規程)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月15日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月21日規程)

この規程は、平成22年4月21日から施行する。

附 則 (平成23年6月16日規程第7号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日規則第89号) 抄

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月21日から施行する。

23. 大学院第一種奨学金返還免除の選考に係る評価項目等に関する要項

(令和2年10月7日制定)

第1 この要項は、静岡大学大学院第一種奨学金返還免除に関する規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、静岡大学における大学院第一種奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に係る評価項目及び評価方法を定める。

第2 研究科（総合科学技術研究科にあっては専攻）又は自然科学系教育部（以下「研究科等」という。）ごとの候補者の選考については、別表に掲げる評価項目及び推薦順位の決定を行うものとする。

省令第36条に定める業績の種類	機構が定める評価基準	評価項目	評価方法
1 学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	(1) 独創性：発想、手法、成果等の面での独創性の有無及び程度 (2) 新規性：新領域の開拓や新しい価値創出への挑戦の有無及び程度 (3) 発展性：今後の発展の期待度の有無及び程度 (4) 貢献性：当該学問分野における貢献度の有無及び程度 (5) 学会での発表 (6) 学術雑誌への掲載 (7) 表彰	1 (1)～(4)の評価項目ごとに、3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。 2 (5)～(7)の評価項目ごとに、その有無、回数及び発表した学会等の社会的評価で3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。
2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	同上	同上
3 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	同上	同上
4 著書、データベースその他の著作物（1及び2に掲げるものを除く。）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	同上	同上
5 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	(1) 独創性：発想、手法、成果等の面の独創性の有無及び程度 (2) 新規性：新領域の開拓や新しい価値創出への挑戦の有無及び程度 (3) 発展性：今後の発展の期待度の有無及び程度 (4) 有用性：現在さらには未来の社会的要請に応えることの有無及び程度	(1)～(4)の評価項目ごとに、3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。

6 授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	(1) 全修得単位の中に占める秀及び優の割合	成績評価に占める秀及び優の割合の合計により、3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。 卓越→ 80%以上 優秀→ 60%以上 普通→ 60%未満
7 研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	(1) 貢献性：貢献度の有無及び程度	3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。
8 音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	(1) 発表会における成績（専攻分野に関連した音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会での受賞等の内容）	3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。
9 スポーツの協議会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	(1) 競技会における成績（専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等での入賞等の内容）	3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。
10 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	(1) 貢献性：公益への貢献度の有無及び程度	3段階評価（卓越、優秀、普通）を行う。

（備考）

1. 別表中、「省令」は「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）」、「機構」は「独立行政法人日本学生支援機構」のことを指す。
2. 評価点は、卓越3点、優秀2点、普通1点とする。
3. 評価項目ごとの評価結果を基に順位づけを行う。

附 記

- 1 この要項は、令和2年10月21日から実施する。
- 2 大学院第一種奨学金返還免除候補者選考に係る評価基準に関する要項（平成25年2月6日実施）は廃止する。

V 建物配置図：人文社会科学部・共通教育棟平面図

